

第九十三回国会 参議院 法務委員会 會議録 第三号

昭和五十五年十一月二十日(木曜日)
午前十時五分開会

委員の異動

十一月一日 佐藤 昭夫君 補欠選任 官本 顯治君

十一月六日 藤田 進君 補欠選任 田中寿美子君

十一月七日 藤田 進君 補欠選任 田中寿美子君

十一月十九日 田中寿美子君 補欠選任 藤田 進君

十一月十九日 宮本 顯治君 補欠選任 近藤 忠孝君

出席者は左のとおり。

委員長 鈴木 一弘君

理事 大石 武一君

委員 上條 勝久君

寺田 熊雄君

藤原 房雄君

浅野 拓君

戸塚 進也君

平井 卓志君

真鍋 賢二君

円山 雅也君

八木 一郎君

加瀬 完君

藤田 進君

近藤 忠孝君

國務大臣

法務大臣

奥野 誠亮君

寛 榮一君

批杷田泰助君

貞家 克己君

前田 宏君

豊島英次郎君

柳川 俊一君

小杉 照夫君

渡辺 幸治君

勝見 嘉美君

西山 俊彦君

柳瀬 隆次君

奥村 俊光君

漆間 英治君

小沢 壮六君

中村 正君

勤法課課長

労働省労働局労働

厚生省医務局指

警察庁刑事局捜査第二課長

○委員長(鈴木一弘君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

昨十九日、宮本顯治君が委員を辞任され、その補欠として近藤忠孝君が選任されました。

○委員長(鈴木一弘君) 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案を便宜一括して議題といたします。

まず、政府から順次趣旨説明を聴取いたします。奥野法務大臣。

○國務大臣(奥野誠亮君) 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案について、その趣旨を便宜一括して説明いたします。

政府は、人事院勧告の趣旨等にかんがみ、一般の政府職員の給与を改善する必要があるため、今国会に一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を提出いたしました。そこで、裁判官及び検察官につきましても、一般の政府職員の例に準じて、その給与を改善する措置を講ずるため、この両法律案を提出した次第であります。改正の内容は、次のとおりであります。

第一に、最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官の報酬並びに検事総長、次長検事及び検事長の俸給は、従来、特別職の職員の給与に関する法律の適用を受ける内閣総理大臣その他の特別職の職員の俸給に準じて定められておりましたところ、今回、内閣総理大臣及び國務大臣等を除く特別職の職員について、その俸給を増額することとしておりますので、おおむねこれに準じて、高等裁判所長官の報酬並びに次長検事及び検

事長の俸給を増額することとしております。

第二に、判事、判事補及び簡易裁判所判事の報酬並びに検事及び副検事の俸給につきましては、おおむねその額においてこれに対応する一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける職員の俸給の増額に準じて、いずれもこれを増額することといたしております。

これらの改正は、判事補及び五号から十七号までの報酬を受ける簡易裁判所判事並びに九号から二十号までの俸給を受ける検事及び二号から十六号までの俸給を受ける副検事にあつては昭和五十五年四月一日から、その他の裁判官及び検察官にあつては同年十月一日から適用することといたしております。

以上が、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨であります。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますよう、お願いいたします。

○委員長(鈴木一弘君) 以上で趣旨説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○寺田熊雄君 いま法務大臣からお話がありました裁判官、検察官の給与と法、これはいま御説明を承りますと、判事補及び五号から十七号までの報酬を受ける簡易裁判所判事、九号から二十号までの俸給を受ける検事及び二号から十六号までの俸給を受ける副検事、これはことしの四月一日から、その他の裁判官及び検察官にあつては十月一日から適用を見ることがなつておりました。が、これは閣議決定を経たことでありますので、いまさらどうしようもないのかもしれませんが、この結果として、俸給の下の方が上の者よりも実収が上回るというような事例もあるというふ

うに聞いておりますが、そういう事実がありますか。

○政府委員(枇杷田泰助君) 御指摘の点は、裁判官で申し上げますと、判事の八号と簡易裁判所の判事五号の点にそのような問題があるのではないかと感じがいたします。判事八号の場合には、ただいま御指摘ございましたように、本年の十月一日から適用になります。簡易裁判所の判事五号の者につきましては、四月一日に適用になるわけでございますが、この判事八号と簡易裁判所の判事五号とは、報酬月額では判事八号の方が多いいわけでございますが、簡易裁判所の判事五号の方は、扶養手当とか通勤手当とかというような手当が支給される対象になっております。

したがって、扶養家族の大小によって若干の違いがございますが、配偶者と子供一人ぐらいの者ということを中心にして計算いたしますと、月額では簡易裁判所の判事五号の方が下になります。本年の四月から来年の三月までの年度間の一年間を総トータルいたしますと、適及適用日の違いから、簡易裁判所の判事五号の方が二、三万円程度上回るといふ結果を招来いたします。

その点は一つの問題であらうかという気はいたしますけれども、御承知のとおり、判事の俸給表を受ける者は、おおよそ判事補の一号から上がつていく者という系列でございますし、簡易裁判所の判事の場合には、簡易裁判所の判事五号から簡易裁判所の判事四号に上がつていくという給与の系列に属するわけでございます。系統が違うというこのために、昇給したために年間の収入総額がかえって今年度ダウンするといふような結果は招来しないといふふうに考えております。

○寺田熊雄君 まあ、判事と簡判とをすぐには比べていいのかどうかは問題けれども、常識的に言つて、俸給の下の方の者が年間の実収で俸給の上の者を上回るということは、俸給の体系的には余り好ましい事象ではないと考えるんですが、それはどうでしょう。

○政府委員(枇杷田泰助君) おっしゃるとおり、

体系上はやはり一つの問題であるということは考えておりますが、先ほど申し上げましたように、実質的には俸給の体系が違ふところにおのおの属してござりますので、実際上の問題はないといふふうに考へておる次第でございます。

○寺田熊雄君 これは法務大臣はどういうふうにお考えですか。

○国務大臣(奥野誠亮君) 好ましいことではありませんが、先ほど申し上げましたように、こう思つておるわけではあります。

○寺田熊雄君 給与法の問題はさらに次回に譲りまして、次の問題に移りたいと思ひます。

憲法問題について法務大臣にお尋ねをするわけですが、去る十一月十七日に、政府は憲法改正問題と靖国の問題で統一見解を衆議院の議運に示されたものでしょうか。

○国務大臣(奥野誠亮君) 拝見いたしました。

○寺田熊雄君 法務大臣は、事前に示された際に、これを異議なく了承なさいましたか。

○国務大臣(奥野誠亮君) 従来から政府あるいは官房長官、法制局長官が答へておられるのでございますから、それと承知いたしました。

法務大臣として御承認になるのですか、ならないのですか。

○国務大臣(奥野誠亮君) 私は、自分の考えとしては、従来どおりの考え方が自分なりに正しいと思つておるわけではあります。統一見解としてはいまおっしゃいましたとおりであると、こう思つております。

なお、補足して申し上げますと、先般、衆議院の法務委員会、内閣官房長官、法制局長官、そして私、三人出席を求められまして、靖国神社参拝についての議論がございました。そのときに、政府としてどういう姿勢をとるのかということに際しまして官房長官からは、合憲とも違憲とも断じていない、しかし違憲の疑いが濃くから参拝をするときには私人の立場で参拝をしていくというところにしては、これは内閣として将来ともそう考へていく、しかし内閣の考え方はある、その学説まで統一しなければならぬといふ考へていない、こういうお答えがございました。私、やはりそうだと思つておるわけでありました。しかし、ことさら自説を強調していつて、内閣がいかに不統一であるような形は避けたいものだ、こう思つておるわけでありました。

いま申し上げましたように、統一見解はそれとおりました。しかし考へ方を、ものによつては思想、信条を内閣として統一しなければならぬといふ性格のものでないものの中にもいろいろあるだろうと、こう思つておるわけでございます。この辺は政治家としての良識によつて行動すべきものだろうと、こう思つております。

○寺田熊雄君 常に法務大臣の憲法問題に関する御発言が、内閣の統一見解そのものには異議はないんだと、しかし政治家としては何かそこに異なるものがあるような、そういうトーンが伴うわけですね。そこでいつもこれが問題になりますし、したがって、政治家個人としては、この内閣の統一見解に異議があるといふところまで踏み込んで

おっしゃっているのでしょうか。必ずしもそうではないんだけれども、そこに自分としてはこの憲法問題に関して若干の疑いを持つておるのだという程度のものでないでしょうか。その点、ちょっともう少しはつきりおっしゃっていただけませんか。

○国務大臣(奥野誠亮君) 私は、いまだお尋ねに對しまして私なりにお答えをしてまいりました。たとえば憲法の問題につきましても、内閣が憲法改正全く考へないと言つておるわけだから、それに誤解を与えるような言動は避けていかなければならない、こう申し上げておるわけでございますけれども、また、率直におまえの考へ方を述べろとおっしゃいます際には、そのまゝを述べてまいつてきておるわけでございます。

したがって、政府の見解の統一ということ、は、思想、信条まで変へなければならぬという性格のものではない。内閣の姿勢を疑はせないようにしていかねばならぬもの、私の私見の統一だ、こう思つておるわけでございます。行動において変へるところがあつてはいけませんけれども、学説において、たとえば靖国神社参拝、合憲、違憲の疑いがある、その疑いの方向まで一つにしなければならぬのだといふふうには官房長官は思つていないと先般答へられたわけでございます。私は、それと承知しております。こう思つておるわけでは、私はいま度々統一見解、いままで政府がつてきたとおりのことを見解としてお述べになつておるものだ、こう理解しておるわけでございます。

○寺田熊雄君 いまの法務大臣の御答弁を伺いますと、統一見解は結局鈴木内閣の閣僚としてはこれは異議なく承認するんだ、しかし政治家奥野個人としてはその統一見解に必ずしも同意しないんだと、こういう結論になりますか。

○国務大臣(奥野誠亮君) 私個人としてはいろいろな考へ方を持っております。しかし、鈴木内閣にありまする限りにおいては、それから大きくはみ

出すような言動は避けるべきだろうと、こう思つておるわけでございます。しかし、個々の思想、信条につきましても、幅のある統一見解の問題の中におきまして一つでなければならぬ、みんなくくつてしまわなきゃならぬといふのは官房長官も言っておりませんし、私もそういう性格のものだろうと、こう考へておるわけでございます。

○寺田熊雄君 結局、法務大臣のおっしゃるところを伺いますと、言外に、政治家個人としては別な考へを持っておるといふふうに理解せざるを得ませんが、それでいいのでしょうか。

○国務大臣(奥野誠亮君) それは、閣僚それぞれ個々に思想、信条を持っておると考へております。

○寺田熊雄君 結局、私がいまお尋ねしたような趣旨に理解せざるを得ないわけですね。しかし、奥野法務大臣は、鈴木内閣の閣僚である限りはやはり統一見解に従わざるを得ない、したがって自分は了承したと、こういうふうにおっしゃるわけですね。

ところが、あなたの同僚でいらつしやる中川科学技術庁長官、これは札幌市のテレビですか、十八日に、この結論は迷惑だ、公式参拝がなぜ悪いと、公然と内閣の決定を論難しておるようでありますが、これは法務大臣として、鈴木内閣の閣僚として、この発言をどういうふうに取り扱いますか。

○国務大臣(奥野誠亮君) 中川氏の発言の状況を承知しておりますので、私からそれに論及することは避けさせていただきます。

○寺田熊雄君 これは法務大臣承知していらつしやらぬというのは、中川さんから法務大臣が直接お聞きになっておらない、事実を確かめたわけじゃないからという、そういう意味だろうと思ひますけれども、しかし、このことは、もうすでに大きく新聞紙上にも報道されております。全国民のこれは目に入つておることなんです。したがつて、こういうようなことが現実であり、それが、それは疑いもなく鈴木内閣の閣内不統一とい

うことを示すものだと思はざるを得ませんわね。そうでしょう。このことわりを、まさか法務大臣も御否定はなさいませんか。ですから、その点をお伺いしているわけですよ。

○国務大臣(奥野誠亮君) どういう場合に閣内不統一になり、どういふ場合に閣内不統一にならないか、なかなかけじめがむずかしいのだからと思ひます。そういう意味で私、先ほど衆議院の法務委員会における閣答を御参考におし上げたわけでございます。やはりそれぞれ合意、違意の考へ方につきましてニュアンスの違いがあつたわけでありまして、それに対して委員の方から、それを一本にしないのかという趣旨の質問があつたのでございまして、その際に官房長官は、政府としては疑いを持ってゐるものだから参拝する場合も個人の資格で参拝することにしております、これは内閣としてそういう方針をとつていきます、しかし憲法との関係において違意である、合意である、そういう考へ方の中身まで一つにしなければならぬと思つておりました、こういう答えがあつたわけでございます。私は学説的なものにつきましても一つにしようとすることは将来への進歩を妨げるものだ、こう思つておるわけでございます。やはり官房長官、よいことをおっしゃつてゐる、この理解しておいたわけでございます。今、この統一見解につきましても、そういう意味の私は統一見解だ、こう理解してゐるわけでございます。

同時に、中川氏がどういふ考へ方を持てゐるかということは中川氏の問題でございます。私は軽々にここで批判的なことを言うことはやっぱり慎むべきであつて、本人から申し上げることが一番誤解を招かないのじゃないだろうか、と、こう思ひますので避けさせていただきます。この申し上げてゐるわけでありまして、

○寺田熊雄君 私は、いまの法務大臣の御答弁にちよつと納得できないんです。というのは、法務大臣の場合は統一見解を閣僚としては了承したと、それはそれで自分としては、閣僚としては

やむを得ないと思つてゐるというふうには私も受けてゐると思つてゐます。しかし、それは政治家個人としての持つてゐる学説まで制約するものではないと思つてゐます。おのずから法務大臣のおっしゃるのにはそれなりの筋というの、けじめがありま

す。だけれど、中川さんのおっしゃつておるの、それはそれなやうです。つまり、統一見解そのものを論難してゐるわけですよ、迷惑だ、不要なものだ。それは明らかに内閣の施策に対して内閣の中にあつてこれを論難、攻撃してゐることを意味します。ですから、それは明らかに閣内不統一と言つて何でしようか。これをもし閣内不統一と言つて何でしようか。それでしよう。

ことにそれは靖国の問題、憲法問題というきわめて重要な問題ですよ。この重要な問題について内閣の統一した方針を論難するんですから、これは法務大臣、中川さんに事実を確かめろという問題じゃないんです。そのことがありとせば、重要なことは閣内不統一ではないかというふうにお尋ねしてゐるわけですよ。

○国務大臣(奥野誠亮君) 与野党閣外委員長会談等である話し合ひがあつたようでございます。その中で統一見解を閣議決定して持つてゐるという話があつたり、いや、そうでなくともいふという話があつたり、いろいろ経過があるやうでございます。その統一見解は事前に私は見せられませんでした。しかし、閣議決定というやつは

とつておりません。ですから、中川氏が事前に見せられたことには思ひます。でありますから、その政府統一見解につきましても性格の問題もございまして、あるいは本人がどういふ立場で言つてゐるかということもございまして、そういうこともございまして、私がここで軽々にそれに対して批判的なことはやはり差し控えるのが適當だと、こう思つてお答えをしてゐるわけでございます。

○寺田熊雄君 もしも統一見解が閣僚の、たとへば法務大臣のようにいままで強くこの問題で御発言になりました方だけに限局して了承を得たものであつて、国務大臣全員について了承を得ないといふことになりますと、それは統一見解の名に値しないのじゃないでしょうか。というのは、各省の専管に属するような分野のことでありますれば、それはその省庁の長官だけに見せて了承を得て統一見解というふうにしていいかもしれませ

ん。しかし、事は憲法の解釈、最も政治的な事柄である靖国の公式参拝の是非というやうな問題にかかわることでしょう。それについて特定の大員だけの了承を得て、閣議に諮らずに、これが鈴木内閣の政府の統一見解です、ということ自体が何かおかしいことになりはしませんか。もし法務大臣のお言葉が正しいとすれば、そういうふうな理解せざるを得ないと思ひますが。

○国務大臣(奥野誠亮君) 私からお答えするのは適當でないやうな感じがいたしますけれども、私の承知してゐる範囲で申し上げますと、衆議院の社会党の稲葉さんから、靖国神社参拝などにつきまして内閣に対して質問書が出されました。それに対して内閣がお答えをしてゐるわけでございます。

その際に、靖国神社は憲法上の宗教団体と考へる、それから公式参拝等の問題につきましても、問題となるのは憲法二十条及び八十九条との関係においてであると、こう答へてゐるわけでございます。それからさらに進んだお答えはしてゐないわけでございます。

要するに、内閣としては違意とも合意とも決まかねてゐるのだと言つてゐるわけでございます。同時に、この間、閣外委員長会談等で問題になりましたのは、もっぱら私の発言に關して議論があつたやうでございます。そういうことから私は、政府としての考へ方を持つてゐるということになるその過程では、閣議で決めてこなければならぬといふか、あるいは私がそれを見てゐるかどうか、とか、あるいは経過があつたのだからと思ひ

でございます。結論として、閣議決定という形は経ないで官房長官が議運においでになつて質問に答へる形でお答えになつたわけでございます。

て、そういう意味合いで、私が先ほど中川氏のことに関連して私から答えることは適当でないと思っております、こう申し上げているわけでございます。

○寺田熊雄君 率直に申し上げますと、やはり閣議を招集してこういう重要な問題について国会に意見を開陳すると、そして国会との関係を円満にするという手はずをきちとして、統一見解ということでお出しになるべきだったと私思うんです。いまの法務大臣のお言葉のように、法務大臣だけの了承を得てやるべきことでは私に思わないです。というのは、その前から中川さんなどは法務大臣のお説を強力にサポートして、そしてとかく官憲さんなり法制局の見解に異議を唱えていらつしやるわけです。

だから、もしも閣議を経ず、中川さんの了承を得ず統一見解なり政府の考えを御発表になった場合には、またそれに対して強い異議を主張するということになることは、当然これは予想されることでしょう。そういうことを願わずに統一見解であるというようにことを発表して、閣僚がそれを論難するということなどは、まことに不体裁といえますが、これは威信を失墜することになると思えますが、それは鈴木総理なり官憲長官の不手際だということになりますから、法務大臣にその手続の不手際をあえて論難するというのは適当でないかもしれません。しかし、明らかにそれは内閣の不統一を意味し、内閣の信頼を失墜した行為だと思えます。そうは思われませんか、しょうか。

○国務大臣(奥野誠亮君) 先ほども、衆議院の稲葉さんに内閣としてお答えをいたしましたのは、公式参拝などが問題になるのは憲法二十条及び八十九条との関係においてである。私は、これからさらに進めるといふことになりましたら、そう簡単なことではないのじゃないだろうか、という思います。やっぱり国会の中にもいろんな議論が私はあるのじゃないかと思うのでございまして、それを社会党のおつしやるのとおり決める

と、こうおつしやるなら話の中身は簡単でございませうけれども、そのとおり決まるのかどうかというところになってまいりますと、また長い時間を要するのじゃないかなと、こう思うわけでございます。して、やっぱりみんなで詰めて考えていき、日本の将来を誤らないように検討していけばいいのじゃないかな、こんな感じを私は希望としては持っているわけでございます。

内閣として決めていこうとおつしやるなら、稲葉さんにお答えをした内閣の答弁書ということになるのじゃないかと思えます。それよりもしかし野党の皆さん方に親切な姿勢をとろうとすれば、官房長官が議院運営委員会において質問に答えたような政府の姿勢になるのじゃないかな、こう考えるわけでございます。

○寺田熊雄君 あなたが官房長官の意図をごさうたくなつておつしやる、それは私もそれなりの筋はあると思えます。ただ、政府の統一見解としておつしやる以上は、中川さんなどがいますので、ぜひそれに対して反抗しているわけですから、ね。だからそれに対して論難、攻撃を加える蓋然性というものは当然予想されますから、そういうものをきちとしてやらなければ、手続的にそれは非常にずさんなものになりはしないか。現実にはまた中川さんが大いにけちをつけているわけでしょう、公然と。それは鈴木内閣の威信に大きくマイナスになったのじゃないか。ですから、したがってそういう点をもつときちとやるべきではなかつたかと言つてお尋ねしているわけです。

○国務大臣(奥野誠亮君) 率直に答えたところろでございませうけれども、また物議を醸してもいいかせんので差し控えるわけでありませうけれども、たとえば津の体育館地鎮祭が神式行事で行われた。これが裁判された。津の地方裁判所では合憲の判断を下しました。名古屋の高等裁判所では違憲の判断を下しました。最高裁判所は合憲の判断を下しました。そして神職に報酬が支払われ、またお供の料金は公費で支払われました。しかし、それはいずれも財政援助を目的とするも

のではないから八十九条違反にはならないのだと、こういう判断も示されておるわけでございます。また、神道の行事ではあつたけれども、世俗的な行事で宗教的活動には当たらないのだと。宗教的活動というものは、宣伝あるいはまた教義の普及等であつて、その効果が援助、助成、促進になるようなものを言うのだと、こういうことにもあるわけでございます。参拝ということになりますと、宗教的活動というよりも、どちらかといひますと宗教的行為ということになるのじゃないかなと思つたりもするわけでございます。なかなかむづかしい問題でございます。

同時に、これをどうするかということは、日本の将来にかかわる私は大きな問題だと思ひますので、官憲官房長官自身が、こういう考え方をまず一本にしなければならぬと思つておられますよというところを、衆議院の法務委員会でも答へられておるわけでございます。そういう経緯もございまして、政府の統一見解を閣議決定してまで出すというところになりますと、先ほど申し上げましたようなものがあるということでございます。

今度の官憲さんの質問に対する答弁がどういう性格のものであるかは、官憲さんなり、しかるべき筋にお尋ねいただく以外にはないのじゃないだろうか、私からお答えをするといひしますなら、いまのようなことを出ないのじゃないかな、こう考えているわけでございます。

○寺田熊雄君 私のお尋ねに対してお答えになつた分、前半は法務大臣のこれに当てはまる答へだつたんですが、後半は全く私の質問と関係のない、大臣のまた所信をお述べになつたことになりませう。

も、結果さへも分かれておるわけですからね。したがって、そういう個人的な意見の相違はともあれ、やはり閣僚が政府の統一見解として出されたものに對してけちをつける、声高に論難するといふことが政府の不統一を暴露している、威信を大いに落としているといふことは間違いないでしょう。これは、法務大臣がこれに対して正直に言ふと物議を醸すというお答えで、それが言外に適當でなかつたということになるんでしよう。しかし、いま法務大臣に、適當でなかつたと思ふというお答えを求めることは無理かもしれませう。しかし、そう断ぜざるを得ない私は思ひます。したがって、やはり法務大臣としては、法務大臣のお立場における限りは、私はあの統一見解を憲法して貰いていただきたいと、こう思ひますが、どうでしょう。

○国務大臣(奥野誠亮君) 法務大臣として統一見解から大きくはみ出すような言動はすべきではない、こう思つております。

○寺田熊雄君 ちょっと法務大臣が常におつしやることであれませんが、大きく踏み出さなくても小さく踏み出されてもそれは一緒でしよう。踏み出すことがいけないのです。いかがですか。

○国務大臣(奥野誠亮君) 先ほどちよつと申し上げましたように、個人的な信条まで一つにしなればならないと内閣は考えておりませんと、こういう官憲発言を御披露申し上げたわけでございます。個人的信条を個人の立場で言わなければならぬといふときまでうそ偽つて、自分を偽つてはかの言にすりかえるといふことは、むしろ逆に適當でないといふ場合があるだろうと思ひますので、そういう意味合いでお答えをしたわけでありませう。

○寺田熊雄君 ただ、どうしても法務大臣が政治家の信条を貫くんだと、したがって、個人の政治家としては内閣の統一見解に了承がたいという立場を貫かれるというならば、それは私はやっぱり閣僚を辞任して政治家個人として生きる、その方が潔いと思ひます。絶えず法務大臣と閣僚とは別なんですと、だから政府の見解は私の個人を

縛りませんということを言いつつ行動をなさるといふことは、それはやはり内閣の不統一を国民に印象づけますすね。しかも、外形的事実をやはり国民は見ますから、もしも奥野さんが政治家としての信念をどこまでも貫こうとなさるならば、私はやはり職を辞してこの重要な憲法問題についての信念を守るといふ方が深いと思いますよ。どうでしょうか。

○国務大臣(奥野誠亮君) 内閣として意見をまとめるというような場合があるといひましたら、やはり大勢に従うということにしなければならぬと思ふのです。みんなそれぞれ人は十人十色考え方を持っていると思ふのです。まとめる場合に、やっぱり大勢にみんなが従つて一つにまとめていくということになるのだらうと思ふのであります。そういう気持ちで申し上げておるわけでございまして、やはり閣僚もそれぞれいろいろな考え方があるのだらうと思ひます。鈴木内閣の閣僚であります限り、鈴木内閣の方針を疑はせるような言動は、いま寺田さんが御指摘になりましたように避けなければいけないと思ひます。私もそうしていきたいと思ひます。

これまでの経過を率直に申し上げさせていただきますと、みんな社会党の方から御質問になつてゐるのです。私は進んでお答えをしてゐるのじゃないのです。しかも、ある委員会では、あなたがここで何を言われようと一切問題にしないから率直にお答えをしないよと、こんな尋ね方でも尋ねられました。また、ある委員会では、社会党の方が政府の答弁を受けた後で、なおかつ腹藏なく言つてくださいよと、こうおっしゃいました。ということとは、通り一遍の答えでなくともいいのだよ、虚心に言つてくれと、そして国政の参考にして欲しいやないかというお気持ちだと私は受けておるのです。ところが、同じ社会党の方から、別な方でありまされども、おまえがあいまいことを言つたがあれを取り消すのか取り消さないのかと、取り消すか取り消さないかだけをお尋ねになるのです。

私、いろんな御質問に直面しながら、どうも私ばかりかねて、まあある程度、じゃ率直に個人の意見を申し上げなさいかねかなと思つて答へると、また後で反発が来たりいたすわけでございまして、私としては、しかし鈴木内閣が一つの考え方を申し上げておるわけでありますから、それに疑いを持たせるような言動は努めて避けていかねばならぬ、こういう気持ちではずつと来ているつもりでありますけれども、私は率直にいままでの質疑応答の経過を申し上げたわけでございまして、また法務大臣は勝手なことを言うておると、こうなつてきておるわけでございまして、この辺もひとつ社会党の中で一遍お調べをいただきまして、御議論をいただきたいという気持ちを保持つてございまして。

私としては、鈴木内閣が申し上げることに疑問を差しはさませるような言動は努めて避けていかなきゃならない。今後ともそういう姿勢を特に注意していきたく、こう思つております。

○寺田熊雄君 それでは、この問題はもうこの程度で終わらせていただきます。

○加瀬完君 ちよつと関連。

大臣のおっしゃることは、おっしゃることと実際にやりやうになつてゐることとずいぶん違つていふらつしやうと思ふんです。憲法遵守の義務といふものは、大臣個人ならば勝手なことを言つていいといふことと併存するものじゃないと思ふんです。公務員であるならば、大臣であるならば、憲法遵守の義務というものは優先するべきものだと思ふんです。そうであれば、個人であらうとも大臣である限りは、特に内閣で一つの方針が決まつておるならば、逆なことを言えば異論を唱へることを発言していいということにはならないと思ふんです。その区別がきちんとしていないところ、個人であれば異論がある、しかし鈴木内閣の決定には従ふと、こういう矛盾した御議論が出てくると思ふんです。いかがでしょうか。

○国務大臣(奥野誠亮君) 憲法遵守の義務と、憲

法解釈論にいろんなことがあるといふことは、これは私は両立している問題だと思ひます。憲法解釈が決まつてゐる、それはそれと守つていかなきゃならない。しかし、いま靖国神社参拝の問題につきましても疑義があると言つてゐるわけだから、私も靖国神社に参拝するときは法務大臣として参拝したのじゃありません、個人として参拝してゐるのです、こういう姿勢をとつてゐるわけでございまして。しかし、いろんな解釈がある。その解釈論を言うことは擁護義務と私は矛盾しない、こう考へるわけであります。

もう一つ、憲法遵守の義務と憲法を改正する議論と、これも両立する問題だと思ふのです。よりよいものにしていくためには、国務大臣は常に積極的にならうといふ内容がいかといふことは考へていかなきゃならない、こう思ふわけでございまして、これは鈴木内閣でもたびたび遵守の義務と改憲議論とは両立するのだと、こう言つてゐるわけでございまして。私自身も刑法、法務省の担当としてこれをそのとおり施行していかなきゃならない大きな責任を持つておりますが、よりよい刑法にしますために刑法改正論議も法務大臣としては積極的に考へていき、また必要なことについてはPRもしなかならない立場に置かれてゐるのじゃないかなと、こう思つてゐるわけでござい

ます。そういう意味合いにおいて、憲法遵守の義務と憲法の中における解釈、これはやっぱり絶えずよりよい正確なものに解釈をまともしていかなきゃならないのじゃないかなと思ひますし、また、遵守の義務と改憲論議も、やっぱりよりよい憲法にしていくために改憲論議も封殺すべきものじゃないのじゃないかなと、こう思つてゐるわけであります。しかし、いずれにしても、憲法が改正にならないのにそれを違つた方向に施行する、違つた法律をつくる、これはもう断じて許されぬ、憲法は遵守していかなくやならない、そう考へてゐるわけでござい

ます。一般

的には、確かに憲法遵守の義務と憲法についていろいろ議論をすることは両立しますよ。しかし、公務員について憲法遵守の義務があることは、公務員は憲法遵守を優先するといふ前提がなければこの法文は意味がないと思ふんです。それなら特に閣僚は、内閣の決定があるならば、さらに憲法についてはその決定に従つて忠実に行動すべきであるし言論をすべきであつて、それはそれ、これはこれといふ考へ方が憲法遵守の義務に違反してゐることになるんですよ。私はそう解釈します。いかがですか。

○国務大臣(奥野誠亮君) 遵守の義務も、また改憲を書いている条文も同じ立場において私は書かれてゐると、こう考へてゐるわけであります。やはり日本国憲法をよりよいものにしていくことも大切なことじゃないかなと、こう思つてゐるわけでござい

ます。

○加瀬完君 申しわけありません。これ一問。

そういう御議論が成立するならば、憲法遵守の義務といふのは内容は何もありませんよ。遵守の義務といふのはありまされども個人として言うことは勝手ですと、そうであれば、公務員の遵守の義務といふのは内容が何にもないことになるんですよ。そんな憲法は空文なものじゃないと思ふんですよ。

○国務大臣(奥野誠亮君) マッカーサー草案の議論の際には、公務員になつたときに宣誓をするといふようなことがあつたやうでございましてけれども、宣誓するといふことが日本では行われていないものですから、だんだんあつた内容になつたと、こう理解してゐるわけでござい

つていふことで申し上げるわけじゃございませんが、私はそう考えていますし、また、鈴木内閣でもそうずっとこの国会で答えてまいったと、こう存じておるわけでございます。

○寺田熊雄君 次は、外務省の方が外国の高官といろいろ御折衝があるようですから、これを先にやらしていただきますが、私はこの法務委員会、外務省アジア局長に対して金大中事件の判決文を取り寄せてほしいということを強く要請をいたしまして、あなた方も強く要請するという御答弁を得たわけでありまして、その後の経過はどうですか。入手できますか、それとも先方から何らかの意思表示があったんですか。それを伺います。

○政府委員(渡辺幸治君) 金大中裁判の判決文の入手の問題については、東京とソウルの双方でその後も鋭意入手するように努力を行っておりますけれども、いままでのところ入手するに至っていないということでございます。

最近の努力と申しますか、御報告いたしますと、十一月四日に高島外務次官から駐日崔韓国大使に対して、それから十一月五日、明くる日までございまして、須之部大使から盧外務長官に対して、さらに十一月十九日までございましてけれども、須之部大使から金外務次官に対して申し入れをしていただいております。

先ほど申しましたように、現在までのところ入手できていないわけでございますけれども、韓国側によれば、金大中裁判の第一審の法廷というものは、軍法会議法に従う軍法上の裁判であるので、軍法会議法の規定によりまして、裁判関係者でない者に対しては判決文は与えられないことになっておりますという説明でございました。いままでのところ入手できていないということでございます。政府といたしましては、今後ともこの努力を続けていきたいというように思っているわけでございます。

○寺田熊雄君 軍法会議法を見てみましても、やはり公開の法廷で判決を言い渡すというその民主主義の裁判の原則は貫いておるようでありまして、それをしも秘密にする理由は全くないので、韓国側の応答はまことに非常識きわまるものでありと考えるを得ないもので、さらにその非常識を改めさせるように御努力をお願いしたいと思っております。

また、その判決による死刑の原因は、一に韓民族の議長として行動をしたということに、死刑の該当事由としてはそれに尽きるようであります。そこで、韓民族なるものが果たして国家保安法に言う反国家団体なりや否やということが、私どもとしてはもともと疑問を持っておりますが、それが非常に重要な事柄になるわけでありまして、外務省としては、この韓民族の性格であるとか目的であるとか、こういうものをどういうふう把握しておられるのでしょうか。

○政府委員(渡辺幸治君) 私どもとしては、韓民族、正確に申しますと韓国民主回復統一促進国民会議日本本部の略称だそうでございますけれども、韓民族というのは、韓国で朴政権を打倒して民主憲政を回復して朝鮮半島における自主的平和統一を実現することというようなことを目的として、昭和四十八年八月十五日に結成された在日韓国人の団体であるように承知しております。

これについて、しからば韓民族が韓国の反国家団体であるというように考えているか否かというお尋ねでございますれば、韓民族が反国家団体かどうかというところは、一にかかつて韓国の判断すべき問題でございます。そういうことについてお答えする立場にないと申さざるを得ないということでございます。

○寺田熊雄君 そうすると、外務省としてその点の判断は持つておられないと言いますか。持つておつてもいままで言にくい、言うべきでない、こういうふうな何て言うか。

○政府委員(渡辺幸治君) 韓民族が韓国の反国家団体かどうかというふうなお尋ねについては、これは韓国の判断すべき問題であつてお答えすべき立場にないということでございます。

○寺田熊雄君 それじゃあこの問題はまたさらに討議を深めることにして、きょうはあなただうぞお帰りになつていただいで結構です。

次は、国籍法の問題についてお尋ねをしたいと思ひます。

昨年の十二月十八日に国連総会で、あらゆる形態の婦人の差別撤廃条約が採択をされまして、日本も賛成投票をいたしました。ことしの七月十一日に、わが国はこれに署名をしたわけでありまして、その九条は、婦人の国籍の取得、変更等について男子と同等の権利を国が与へべきこと、国籍に關して男子と同等の権利を子供に与へべきことということを規定しております。また、人権規約のB規約二十四条三項も、すべての児童は国籍を取得する権利を有すると、こういう規定がございますので、わが国籍法の二条の男系の血統主義、この規定は当然手直しを必要とするわけでありまして、また、無国籍の児童を許してはならないわけでありまして、すべての児童が国籍を持つていように処置をすべきである。

これについては、もうすでに法務省としてはそういう方向で法の改正作業に入つたというふうに向つてよろしいですか。

○政府委員(眞家克己君) 御指摘の婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に關する条約、これを本年七月にわが国も署名をいたしましたわけでございます。その批准のために国内法制等諸条件の整備に努めるということが政府の態度でございます。

その一環といたしまして、わが国籍法の御指摘の条文、これは条約との關係においていろいろ問題はございすけれども、条約の趣旨とするとともに照らして問題があるというふうに私どもは考えているわけでありまして、男系主義から父母両系主義への変更、こういう方向ですでに検討を開始していただいております。

○寺田熊雄君 検討を開始しているということ、これはもうすでに法改正の準備に着手した、その一環としての検討であると理解していいですか。

○政府委員(眞家克己君) 国籍法の改正問題につきまして、いろいろ困難な問題点がございす。整理いたしまして、それにつきまして外国法制、これは外国の法制だけを見ても十分わからない点がございす。その運用等につきまして、書面による照会あるいは関係諸国への出張調査というふうなことを現実開始しております。

○寺田熊雄君 率直に局長はおっしゃつていただきたい。つまり、男女の平等を実現するために、男系の血統主義というものを男女の平等の方向に改正すべく、その方向に向かつて進んでいるんだというふうな理解していいのでしょうか。

○政府委員(眞家克己君) 現在、私どもはさような方向で積極的に検討を進めております。

○寺田熊雄君 この国籍法の第二条を改正しませんが、いまのあらゆる形態の婦人の差別撤廃条約というのもちよつと批准しにくいわけでしょうか。

○政府委員(眞家克己君) 条約が非常に含みの多い表現を使つていられるわけでございます。差別撤廃条約の最初の原案は、たしか婦人に対してその国籍を子供に承継せしめるについて男子と同等の権利を有するといふような表現になつていたようでございますけれども、この原案に対しては、いわゆる生地主義をとる国々からの反対がありまして、現在のような非常に含みの多い表現になつていふと思ひますが、そういう経過等に照らしまして、やはり男系血統主義を維持するといふことは、条約との關係において問題があるという考え方でございす。

○寺田熊雄君 外務省の方からは、そういう問題のあるその障害を排除するために、法務省においては国籍法の第二条の改正をしてほしいという、そういう点についての協議をもうすでに受けておるでしょうか。

○政府委員(眞家克己君) 実は、この問題に關しましては常時、外務省当局とも連絡をいたしておるわけでございます。これはただいまの条約の

署名前におきましても十分打ち合わせをいたしておるわけでございます、これはもう当然のことというふうに理解されているわけでございます。

○寺田熊雄君 この男系血統主義、父系血統主義の第二条を改めるところでございますが、婦人の問題、第五号と六号の二号も明らかに男女の平等に反するような規定であります、これもやはりあなたの方は、この改正を目指して進んでいらっしゃるというふうに理解していいですか。

○政府委員(眞家克己君) この点も、当然問題にならうかと思ひます。

○寺田熊雄君 いや、問題になることはわかってるんですが、これは論理的にこの条約の解釈から当然のことなんで、ですから、これもやはりいまの条約に即応するように改正を目指して作業に入っているのかどうかということ、率直にお伺いしているんです。

○政府委員(眞家克己君) もちろん、その方向でございます。

ただ、非常に弁解がましいようでございますけれども、いろいろ付随的な問題点がございますので、そういった点についての隘路をやはり自信を持って克服できることになりませんと、完全にそういう改正をすべきだという考え方を申し上げるということがなかなかできにくいわけでございます、方向は寺田委員御指摘の方向ですべて検討を進めている次第でございます。

○寺田熊雄君 あなた方は非常に慎重で、何といひますか、その方向に進んでおって、そして隘路を開いていくというならわかるのだけれども、隘路の開けられないならば改正となかなか難かに言えないんだというその説明の仕方が、あなたの方から取り越し苦労というか、方向は決まっているんだから、あなたの方の英知を結集して、そして隘路を開く方向に努力していただくということ、できなさいいけないと思ひますが、そうしていただけますか。

○政府委員(眞家克己君) 仰せのとおりでございます。

まして、まさに隘路となるであろうところをもつぱらいろいろ調査を掘り下げまして、それをどうやって打開するかということが、まさにわれわれの検討課題でございます。

○寺田熊雄君 さあ、そうしますと私も知りたひのは、その差別的撤廃を実現するために、あなたの方の改正作業がどのくらいの年月を要するであろうかということなんです。私もはるる早くしてもらいたいと思つておりますが、率直に、あなた方は非常に慎重なお方だから、一体そういう隘路を開いて法改正に持つていくためには、どのくらいの年月を必要とするというふうにいふ見ていらっしゃるのか。その点いかがでしょうか。

○政府委員(眞家克己君) 実は、何年以内に必ずいたしますという約束を申し上げるのは非常にむずかしいわけでございます、私も決して漫然と調査を口実に延ばしているというふうなことは全くございません。これはもう、できる限り早くという気持ちに変わりはございません。

ただ、調査ということが、これが法則を調べて、条文を説くばずわかつたという問題ばかりではないわけでございます、たとえば国籍離脱を認めるかどうかというような問題に關しまして、諸外国の例では、わが国のように無条件に憲法上保障されて直ちに認めるといふような国は少い、うございまして、未成年の間は認めないとか、それはまあ条文でわかるわけでございますけれども、そうではなくて、司法長官あるいは内務長官の許可にかかわらせているというふうな国もございまして、そういう制度の国につきましては、その運用の状況が一体どうであろうか。したがって、二重国籍を解消するに当たりましてどの程度外国の国籍離脱が容易にできるであろうかというふうな点も、やはり前提として腹に入れておく必要があるわけでございます。

それは全くの一例でございますけれども、そういう意味がございまして、やはり調査は相当念入りにやらなければならぬと考えております。

すでに外務省を通じて諸外国にいろいろ照会もいたしておるわけでございます、また海外出張のたびにそういった資料を入手し、状況を聞くというふうな仕事もいたしておりますけれども、やはりそういう基礎調査にある程度の年月――年月と申しますか、期間が必要だと思ひます。

それから、隘路の打開でございますけれども、これは相手のあること、つまり諸外国との関連が生ずるわけでございます、これは法務省の所管ではございませんけれども、対外的に何らかの取り決める必要も生じてくるということも考えられるわけでございます。

たとえば、ヨーロッパ諸国におきましては、すでに相当の国が男女両系主義に法律を改正いたしております。しかし、その後には、たとえヨーロッパ理事会の協定というものが一九六三年にできておりました、重複国籍の減少及び重複国籍者の兵役に關するヨーロッパ理事会協定というふうなものがございます、相当多数のヨーロッパ、さらにはトルコ、キプロスというふうな範圍まで含めまして、国際間の合意ができていたというふうな現実もあるわけでございます。

わが国の場合におきましては、将来関連の深い諸国との間において、あるいはそういう取り決めのようなものが必要になってくるということも考えられるわけでございます、そういう要素がございまして、いま直ちに的確に、それでは二年以内にいたします、三年以内にいたしますという約束を約束申し上げるのは、ちよつと控えさせていただきますと思ひます。

ただ、決して漫然と時を過ぎていくということとは絶対にございせん。一日も早く成案を得たい。成案を得て、さらに国民各層の御意見を承るというふうな期間も必要でございますけれども、早くそういう段階にこぎつけたら、かように考えている次第でございます。

○寺田熊雄君 あなた方がサボつたりなんかしていらっしゃることは夢にも考えません。あなた方が公務員の中では最もまじめな公務員だということ

は、私もよく知つておるからそんなことは考えないけれども、しかし、そういう男女の差別を撤廃するということは婦人の方々の強い強い要望ですから、これは一日も早く実現する必要があると思ひます。

そこで、何年以内にやるというふうな約束はもちろんできないでしょう、そんなことはね。しかし、あなたの方としても、見通しというものはおのずからあるはずですね。それをお伺いしているんです。

○政府委員(眞家克己君) その見通しも、やはり非常にむずかしいわけでございます。しかし、婦人問題企画推進本部の申し合せで、批准のため国内法制等諸条件の整備に努めるものとすると、こういうことが申し合せとして決定されたわけでございますが、その国内法制等諸条件の整備は、国内行動計画後半期、これが五年間ございす。その間には、これはどうしても実現させるべきであるというふうには私も考えております。

○寺田熊雄君 あなたのお説を伺うと、大体一九八五年までには実現する、そういう決意を述べたと。まあ少し長いけれども、その点の不満は大いにあるけれども、そういうふうな理解できるようなですね。いまあなたのおっしゃった、結局この点を改正しないと、無国籍の子供が生ずるというその問題は解決できないでしょう。この問題を解決するためには、どうしても二条を改めて男女両系主義をとらねといひけない、この結論には間違いないでしょう。

○政府委員(眞家克己君) 男女両系主義をとりましても、世界各國の国籍法さまざまでございますから、若干の無国籍が残ると思ひます。しかし、これによつて大部分、無国籍者がなくなるという結果になるというふうに私もは考えております。

○寺田熊雄君 その後にできる問題は、二重国籍の問題ですね。しかし、この点については、フランス、西ドイツ、スカンジナビアの諸国、オランダその他の西欧の先進諸国は、おおむね立法的な

改正作業をもうすでに実現し終わつたのじゃないでしょうか。この点いかがでしょう。

○政府委員(眞家克己君) 御指摘のとおりでございます。

ただ、先ほども申し上げましたように、二重国籍の解消を図るために、国際間の協定によって、たとえば自分の国に居住しない自国民、それが他の国籍を持つておられます場合には、自分の国の一つまり住んでいない国の方でございますが、自分の国からの国籍の離脱を当然に認めるというように、このことを国際間で合意しているわけでございまして、こういった解消策が図られていくわけでございます。

そこで、二重国籍は、確かに御指摘のとおり、これは一人でもできることをおそれていたのでは男女両系主義はとれないわけでございまして。これは、そう完全に排除するということはできないと思います。現在の国籍法においても二重国籍というものは当然生ずるわけでございまして、結局は量的な問題であると思ひます。両系主義をとりますと、飛躍的に二重国籍者が一たんは多数生ずるわけでございまして。そこで、それでもいいではないかという議論もあるかもしれません。ただ、これは世界の趨勢として、無国籍をなくすると同時に、重複国籍もやはりなくするというのが国籍立法の理想であらうと思ひます。

そこで、二重国籍を解消するためには、たとえば両親の意思によって一方に決める、あるいはそれが成年になったときにまた変更を認めるとかいろいろあるわけでございまして、そういう考え方をとりましますと、非常に国籍が不安定になるという欠点がございます。また、一定の期間に外国の国籍を喪失しない場合には、自分の国籍と申しますか日本の国籍を喪失させると、こういう考え方もあり得ると思ひます。

ただ、この場合には、外国の国籍喪失が簡単にできるかどうか。つまり、簡単にできませんと、外国の国籍を持つていたために日本の国籍を奪つてしまふという本人の意思に反した結果になるわけ

でございます。外国の国籍の喪失が自由に認められるかどうか、自由に認めるようにするかどうかというところが起つてくるわけでございまして。

外国の例は、たとえば先ほど申し上げましたように、未成年の間は国籍離脱を認めないとか、あるいは兵役期間中は認めないというような国もございまして、司法長官、内務長官の許可がなければ認めないというところもございまして、で、そういう点からスムーズにいくなさうに、できればそういった問題の生じないようにした上で、二重国籍者が出る事態もやむを得ないものとするようにする、こういう必要があるかと思ひます。でございまして、方法論は、いま申し上げましたのは全くの一例——一例と申しますか、考え方の一例でございまして。いろいろな考え方があつて、思ひますけれども、そういう何らかの手当では必要であらうというふうにたゞいまのところは考へております。

○寺田熊雄君 外国のそうした法制なり行き方、これをやはりあなた方は非常に慎重に勉強なさつて将来の障害の除去に努めていらっしゃるということになりますと、いまあなたの方で第五課が担当していらっしゃる第五課長も一生懸命やっておられるわけだけれども、これからそういう立法作業の方を進めていく上では、外国の法制とか外国の事情とか条約関連の問題などを調査するためには、外国へ行くたびごとにその資料を持つてくるという作業ではなかなかまだるつていくので、重要な民主主義諸国には法務省のそうした職員を常駐させるというようにすることは必要はないのだからかと、こんなふうにも考えるんですけれども、そういう構想は持つていらっしゃるのですか。

○政府委員(眞家克己君) 外国の常駐、これは若干の国々にはすでに外務省に出向いたしまして常駐をいたしておるわけでございまして。これはいろいろ他省庁との関連もございまして、法務省だけが特別の立法のためにそれを増員するというの

も現実の問題としてはむずかしいかと思ひますが、私どもはそういった外国に常駐している法務省出身の職員、こういった者をフルに利用いたしまして、いろいろ調査をしていただくと思ひます。また海外出張の機会もこれは何度もございまして。

そういった都度、これを研究テーマの一つにいたしまして職員にやってもらうというようにすることにいたしております。その他、学者に翻訳を依頼いたしますとか、あるいは学者の方が向こうへ行かれますときに、それをお願いするというようないろいろな方法を用いていくわけでございまして、集めたための経費というふうなものをお願いをしていくわけでございまして、そういったいろいろな方法によりまして、私も調査を進めてまいりたいというふうに考へております。

一挙に大ぜいの人間を使つてやつて、すぐ効果がおさめられるというふうな調査でもございせん。これはやはり相当内容的に理解をした上で外国調査に当たられません、なかなか思うような効果がおさめられませんので、大ぜいの人間で一斉にやるというふうな形にはまいりまけんけれども、着実に調査を進めてまいりたいというふうに考へていくわけでございまして。

○寺田熊雄君 そういふ調査、それからあなたの御答弁の中に、できるだけ多くの人々の意見を聞いてまいりたいというふうなものがあつた。これは、そういう調査のために、あるいは人々の意見を聞くというこのためには、これはやはり相当な経費を必要とするのだけれども、昔から法務省、最高裁というのには予算を獲得するのが下手で、なかなか産業官庁のように予算が取れない。それで、私もこれは大臣を鞭撻して、大臣にお願いして必要な経費は取つてくだされいというふうなことも言つておるんですが、これは法務大臣、やはりあなたも長い官界の御生活でよく御存じと思ひますが、法務省というのはとかく予算の分捕りが下手ですね。

いま聞いてみますと、こういう法改正にもかかりの経費が要るんです。しかし、五十六年度の予算も、そういう特別経費は全部削られてしまつたというのを聞いておるんですが、これはやはり男女の格差を撤廃する、不平等を撤廃するという大変意義のある人類的な作業です。あなたも力を入れて予算の獲得に努力をしていただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(奥野誠亮君) ごもっともな御意見でございます。最善を尽くしてまいりたいと思ひます。

○寺田熊雄君 それから、各方面の意見を聞く。これは当然、女性の団体の意見なども十分聞いていただきたいと思うのですが、したがって、いままでの法制審というふうな学者や役人だけに諮問するというのでは、どうも十分でない。各方面の意見を聞くというあなたの方のそういう構想からしますと、どういふ手段がありますか。

○政府委員(眞家克己君) 実は、その点につきましては、十分まだ考え方が煮詰まつておりませんので、確定的なことを申し上げるのは差し控へさせていただきます。

ただ、この問題は、従来の法制審議会の民法あるいは商法を改正するというような形、これは寺田委員御承知のとおりでございまして、相当学者の方が入りまして、まあ非常に大ざっぱな言葉で申し上げますと、役人と学者と共同作業のような形で少しづつ練り上げていくというふうな感じもするわけでございまして。

ただ、国籍法の問題は、そういった理屈の面あるいは学問的な面とは別個の観点からも考えなければならぬと思ひます。ただ、非常に技術的な点でございまして、やはり国際私法あるいは民法の親族法、相続法というふうな面と関連がないわけではございません。非常に深い関連も持つております。したがって、そういった面につきましては、法制審議会の審議ということも、これも必要にはなるかと思ひます。

ただ、私どもはそれで事足りるというふうに考

えているわけではございません。その方法といたしまして、いろいろ非常に、何と申しますか、自由、機動的に各方面の意見を伺いたい。いま寺田委員御指摘の婦人団体というように、これは無論その一つでございましょうし、あるいはこの問題は、高度に政治的な判断と申しますか、国民の範囲を決めるといふきわめて重要な問題でございまして、そういった観点から、広い視野からのお知恵を拝借するような事実上の集まりと申しますか、そういった方々の集まりというようにものもこれが必要でございましょうし、国民一般に対する世論調査という点もあるいは必要になってくるかと思うわけでございます。

ただいま、外国の例を申し上げますと、かなり作業中の国がございまして。オランダあたりも、成案を得た場合に、数年間法案をさし留めて国民の批判を仰ぐというように、これは聞いています。これは必ずしも正確な情報ではございませんけれども、そういったあれも聞いておるわけでございまして、そういった国でどういう方法で意見を集めようとしているのかという点も私は非常に興味のあるところでございます。そして、そういった方法論につきましても外国の調査もいたしたい、かように考えているわけでございまして、現在のところ、各方面の御意見を十分聴取する必要があり、認識には立っておりまして、けれども、具体的な方法につきましてはさらに検討をしたいというふうに考えております。

○寺田熊雄君 この問題では、社会党はすでに国籍法の改正案を出しております。これは御存じでしょう。これについては、あなた方はどういふふうな考えていらっしゃるのですか。

○政府委員(眞家克己君) 改正の進むべき方向といたしまして、先ほど来申し上げておりますように、これは一致いたしておるわけでございまして、ただ、先ほどから申し上げておりますような手当てが必要であるかどうか、あるいはこれはよけいなことになるかもしれないけれども、私どもが考えておりますのは、その範囲を海外で出生

をした子供にまで及ぼすのはいかがかという問題がございまして、これは非常に技術的な問題でございまして、外国の例を見ますと、かなりその子供の住所、居所というようにものについていろいろ細かい区別をつけている例もございまして。

また、これは非常に理論的な問題でございまして、例の婦人差別撤廃条約が、国籍を子供に承継せよというように考え方が背後に残っているといふと、わが国は御承知のとおり夫婦国籍独立主義、親子国籍独立主義を個人の尊厳というところで踏み切ったわけでございまして、も、子の福祉という観点から申しまして、それに若干の例外を認めるべきかどうかといううな問題もあるわけでございまして。親は親、子は子ということで割り切っているのかどうかという問題も実はあるわけでございまして。そういった問題も、私どもは今後の検討課題として十分詰めてまいりたいと思っております。

ですから、社会党からお出しになっております案、その基本的方向はまさに私どもの考えておる方向と一致するけれども、さらに細かい手当てと申しますか、付随する問題あるいはそれに伴って起こることが予想される不都合、隘路というものを除去するためにも少しきめ細かく配慮をしてまいりたい、かように考えているわけでござい

○寺田熊雄君 現在の無国籍児、これは沖繩が最も多いようですね。しかし、沖繩以外にもやはり多いようですが、これは日本全国で何人ぐらいいるように把握していらっしゃるのですか。

○政府委員(眞家克己君) これは入国管理局の統計によるわけでございまして、全国で無国籍者というのは約二千数百人あると思っております。そのうち、沖繩県につきましても、最近の統計によりますと、無国籍者が七十三人ということになっております。ただし、その大部分は中国系ではな

いかと思われるわけでありまして、その内訳は必ずしも明確ではございません。

無国籍の混血児の調査、これは沖繩県で二十歳未満が四十九人ということになっているようでございます。そのうち、米国籍が二十三人、中国系が二十二人、その他は四人というようになっております。統計と申しますか、以上申し上げました数字は外国人登録を基礎にしているわけでございまして、いろいろ実態につきましては複雑な問題がござい

つまり、いわゆる未就籍無国籍というのもございますし、婚外無国籍というのもございます。たとえば未就籍の無国籍でございまして、これは米国の領事館で登録手続がとられなかったわけでございまして、実質はアメリカの国籍を法律上は持っているけれども、あるいは無国籍であるということになるかもしれないわけでありま

それから、婚外無国籍が約二十人ぐらいあるというふうにも聞いております。これはアメリカ人と事実上離婚したしまして、事実上の離婚のままで日本人の男性と重婚状態に陥った、その間に生まれた子供がそのまゝになっている。つまり、これはもううっておきますとアメリカ国籍になつてはいるわけでございまして、あるいは無国籍の状態になつてはいるものもござい

しかし、これは身分関係を整理すれば、初めから日本人であったという措置がとれるわけでございまして、実体上は日本人だとして日本人と言っているわけでございまして、国籍法上日本国民としての語解がございすけれども、国籍法上日本国民として取り扱われるはずであった、こういう者もあるわけでございまして、そのでこぼこ、出入り、これは非常に複雑でございまして、一概に何人程度ということとは申し上げられないわけでござい

○寺田熊雄君 沖繩の方は、局長のおっしゃったように、いま現に未解決でおるのは三十九件というふうにも聞いております。いま日弁連が調査団を派遣しており、この調査団の派遣で明らかになると思っておりますが、国際福祉相談所の方で五十一年から現在までに解決をしたのが三十五件、未解決が三十九件という報告を私どもも得ております。その数はともあれ、これは国際福祉相談所の元の事務局長であった大城安隆さんが非常に骨を折っていらっしゃるというふうでございます。

問題は、無国籍者を現行法でいかに救うか、現行法の範囲内ではいかに救うかというふうなことであります。これはあなた方がいろいろ工夫をして、簡易帰化の方法をとったり、それから離婚手続がまだ終わらないうちに、日本人の妻と日本人との間に出生した子供についてはアメリカ人の父親との親子関係不存確認の訴えを起こす、あるいは家裁で強制認知の審判を得るというふうなことで賄つておるようですね。それはそれなりに私どももその労を多しめないわけではございませんが、やはり根本的な解決というものは、先ほど言ったように、二条を西条主義に改めない限りはどうしても解決しない。

この問題は、法務大臣、あなたは先般、たしか衆議院の法務委員会でも難民の処理の問題で、大變過去の問題を反省して、そしてこの問題を前向きに対処していきたいというふうな御答弁をなさつておられるようですね。確かに難民の問題、途上国援助の問題、これについては、日本が人類の一員として、どういふふうな人類的な問題を解決するかという考え方が足りなかつたわけでござい

○國務大臣(奥野誠亮君) 私ども、国籍法の改正につきましては、寺田さんと同じような気持ちを持

つて事務局と話し合っておるわけでござい
ます。当初、次の通常国会に出せないかとま
たものでございました。しかし、いろんなこ
とから、とてもそれは不可能であることは私
も理解いたしております。

しかし、いずれにいたしましても、なるべ
く父系、母系いずれでも選べるように改めな
ければならない。そのことを通じて沖繩に起
こっております問題を解決できるのじゃない
かと、こう思っております。

同時に、その間は、帰化の問題、これを
限り容易にできるようにしてあげることを通
じて解決することじゃないかというように話
し合っておるわけでございまして、寺田さん
のお気持ち、全く私も同じ気持ちを持っ
ておるわけでございまして、そういう考え
方で努力をしたいと思いますと思つてお
ります。

○寺田熊雄君 最後に、アメリカのた
とえば父親が帰つてしまつて子供に對して
扶養をしない、したがって母親が大変苦
勞するというのが事例が沖繩などである
ようですが、この点で婦人団体の方が、
アメリカなどと扶養協定を結んでほしい
という強い要望を持っております。この
点は、民事局長、あなた方受けておられ
ますか、そしてどういうこれから態度を
とっていききたいというふう
に思つておられますか。

○政府委員(貞家克己君) 御指摘の
扶養料の支払いの裁判を実効ある方法、
これは非常にむづかしい問題でござい
ます。私もいろいろ考へてはいるわけで
ございしますが、現在で申しますと、
やはりアメリカの裁判所でアメリカ人の
父親に對する扶養料の支払いを命ずる判
決を得まして、これによつて強制執行を
するということがオーストリアなど道
であるというふうな考へるわけでござ
います。しかし、そんなことはとてもで
きないではないかと、こういう御批判も
十分私はわかるわけでござい
ます。

ただ、父親が日本におられます間に、
わが国の裁判所で扶養料の支払いを命ず
る裁判を受けている

という場合には、アメリカの裁判所が原則
として、その裁判がなされたというこ
とを理由として直ちに扶養料の支払いを
命ずる裁判を行うようでございます。こ
れは州によつて異なりま
すけれども、そういうこともあるよう
でございます。ただ、根本は、判決の承認執行とい
うことが、国際間の合意が成立するとい
うことが最も望ましいことと
ござい
ます。

実は、御承知かと思ひますが、ヘーグの
国際私法会議におきましても、扶養義務の
承認執行条約というものが一九七二年に
採択されてゐるわけでござい
ますが、これはわが国はまだ署名、批准を
していません。アメリカもして
おりません。ただ、この条約は、私どもと
して今後十分検討をしなければなら
ないと思つてゐるわけでござい
まして、この条約を批准するとい
う方向、これは当然考へられるわけ
でござい
ます。

ただ、アメリカが伝統的にヘーグの
国際私法に對しましては非常に批准して
いるのが少いといふことがござ
います。日本はそれでも、少数とい
ひましても、五つの条約に加入、批准
をしてゐるわけでござい
ます。アメリカは二つだけしか入
っていないといふことがござ
います。したがって、アメリカの態度
いかんといふこともあるわけ
でござい
ます。これは今後外務省と十分協議を
いたしまして、わが方での条約の批准
といふことについての検討をいた
すと同時に、アメリカにもこれに入
つてもらつと、そういうこと
とができれば私は非常に望ましい
ことであるといふふうに考へて
おります。

ただ、御承知のとおり、英米とい
ふのは、かなり日本それからヨーロッパ
大陸系の諸国と裁判制度が違つた
面があります。そこで、そういう
国際間の合意にアメリカはなかなか
加わりにくいといふ事情もある
ようでございます。まあ、アメリ
カとイギリス、カナダといふやうな
国々の間では、これは同じコモ
ンローの國でござい
ますから非常にそれがしやすい。そ
れに對して、大陸系の

法典を持つております国とはな
かなかそのリンクがむづかしい
といふ点はござい
ますけれども、これは今後外務省
とも十分協議をいたしまして、検
討作業を進めたいといふふうに
考へてゐるわけ
でござい
ます。

○寺田熊雄君 じゃ、この問題は
これで打ち切りまして、最後に古
館裁判官の問題に入りたいと思
ひ
ます。

古館裁判官、これは東京地裁の
十一部、労働部の裁判官であり
ますが、これが総評議長の横
枝氏などたくさんの方々の指導
によつて訴訟請求された事件、こ
れは最高裁は承知しておられる
と思ひますが、その理由によつ
て衆議院で審議議員が質問をし
て、それによつて最高裁からの
御答弁があつたやうでござ
い
ます。その間どうも食い違ひがある
やうでござい
ます。

問題は、十一部に係属して
おりました森産業株式会社、こ
れが団体交渉に応じないとい
ふので、厚生労働省の組合員が、
団体交渉を拒否してはならない
といふ、拒否が不当労働行為に
当たるとして、この拒否を禁ず
る旨の裁判を求めた案件、こ
れが東京地裁でその請求が認め
されたわけでござい
ます。しかし、森産業の方はこ
れに應じない。そこで、都労委
が緊急命令を裁判所に求めた。
そういう一連の手續の中で生じ
たことと
あり
ます。

これを最初に担当したのが赤
西裁判官であつたわけでござ
い
ます。赤西裁判官は、当初単独
でこの事件を審理して、当時、こ
れによつては十二月二十一日に
は命令を出すといふ、そういう趣
旨の答へをしておつた。そうし
ておつたところが、そこに急に
古館裁判官が介入してそれを
ぶち壊してしまつた、それが裁
判官の独立性を侵害したかど
うかといふ問題でござい
ます。

この問題で、最高裁の衆議
院法務委員会における答弁を見
てみますと、十二月二十一日
當時にはすでにこの問題を合議
で扱うといふことを内定してお
つたと、こういうやうに答弁を
しておられるやうで
すね。これは間違いありませんか。

○最高裁判所長官代理者(西山俊彦君) その
やうに答弁を申し上げたことは
間違ひござい
ません。○寺田熊雄君 ところが、合議決定が書
面になされたのが十二月二十六日
付であつたこと、これは間違ひ
ないで
しょうね。

○最高裁判所長官代理者(西山俊彦君) 間違ひ
ござい
ません。○寺田熊雄君 二十六日に合議決定があつたの
に對して、それ以前に古館裁判官
が赤西裁判官の裁判に干渉をして
きたといふところに、問題がある
やうで
ござい
ます。

そこで、古館裁判官なり、あ
るいはその他の裁判官が事実上
二十一日に合議決定をしてお
るやうに弁明しておるの、こ
れは最高裁に直接そういう弁明
をしておるんですか。それとも、
やうやう地方裁判所長に
そういう弁明をして、それがあ
なたの方
に上つてきてゐる、こ
ういふことな
るやうな
か。というの、訴追の場合、鬼
頭にしろ安川にしろ、過去に事
件がありま
した。その場合、最高裁が直接調
べられたこと
もあるし、あるいは安川に
よつて福岡高裁長官の調
べを最高裁で受けとめたとい
ふ事案もあるやうでござ
い
ます。この場合はどちら
でしたか。

○最高裁判所長官代理者(西山俊彦君) この
問題が起りましたことにより
まして、私どもの方から東京地
裁の民事の所長代行の方に非
公式に電話で問い合わせた結
果でござい
ます。○寺田熊雄君 所長代行の調
べがもとになるんですね。私は、
やはりこの古館裁判官などが
二十一日に干渉した以上は、
すでに合議とすることに内
定しておつたといふ陳弁をせ
ざる得ないと思ふやうで
すね。そうし
ないといふ、ちよつとつじつ
まが合
われないから。しかし、いかに
もこれは弁明のため、二十一日
に決定して
おつたなら、なぜ二十一日に
その合議決定を書面化しなかつ
たのか、あ
えてそれを五日後の二十六日
付の書面に
したのか、その点はどうし
てもわ
からない。これはどうい
う
ふう
に報告を受けておられ
ますか。

○最高裁判所長官代理人(西山俊彦君) その点については、詳しい事情の報告を受けておりませんのでごさいます。

○寺田熊雄君 やはりそれは弁明のしようがない、だから恐らくその点の疑問には答えられないでしょう。

これは民事訴訟法上の決定なんですか。

○最高裁判所長官代理人(西山俊彦君) 合議体で審理、裁判をすることがどうかというふうな訴訟法上の決定ではないというふうに理解しているわけでごさいます。

○寺田熊雄君 そうすると、それはどういう法規定に基づいた決定なんですか。

○最高裁判所長官代理人(西山俊彦君) 裁判所の司法行政上の事務分配を定める、いわば内部的な性質を持つ決定でございまして、裁判所法上の決定というふうに理解してよろしいかとこのように考えております。

○寺田熊雄君 確かに裁判所法には、合議体で扱うべき事件についての規定がありますから、それはそういうふうな理解できないわけではないのだけれども、それならなおさら、二十一日に決定したのなら、あえて二十六日付の書面にしなくてもいいわけで、その点がどうしても弁明のための弁明とせざるを得ないですね。だから、裁判官というのはやっぱり率直に事実をありのままに認めて、悪いなら悪かったと言ってくればいいのだけれども、そういう見え透いた弁明をするものだから、かえっておかしくなってしまう。

それで、私どもが調べてみますと、これはやはり赤西裁判官自体が、弁護人、代理人にいろいろと聞かれて、最終的には二十一日には決定はなかったんだ、二十六日ですということとを正直に言っているらしいのですよ、われわれの三弁護人とそれから微生物の労働組合委員長の報告によります。これは、ですから、赤西裁判官自体についてもそういう調査を当然すべきであると思うんですが、赤西裁判官のそういう報告というものは受けておられるのですか。

○最高裁判所長官代理人(西山俊彦君) 受けておりませんのでごさいます。

○寺田熊雄君 やはりそういう点にあなたの方の調査のまだ不十分があるわけで、古館氏だけの報告ではやっぱり事態を誤るわけですね。

この事件は、労働組合の諸君がまじりて決してこれを訴追するというようなことは非常に珍しい、余り日本の裁判史上にも例がないことだと思うんです。

なぜこういう例のないことをしたかといふと、根底には裁判官に対する非常な不信感があるんです。それは鬼頭のような裁判官、安川のような裁判官、いろいろありますけれども、この古館裁判官に対するような不信感というのはそれはありません。

確かに、裁判官にはいろいろな考え方を持っていらっしゃる方があります。私も現実には労働事件を扱う場合に、裁判長に会って早く仮処分命令を出してくれと言った交際することがあります。

ある裁判長は、いやそれは労働問題というのは労働委員会が扱うんです、だからまず地労委、中労委を経てから来てくだいというふうな、そんな大変非常識なことを言う方がいらっしゃる。それはほとんどないことだ、われわれが地労委へ持っていくのが裁判所へ持っていくのが、いまの日本の労働法制というのはいくらも許されているんだ、あなただの考えは根本的に変えてもらわなければいけませんよときつことを言って、やっとな仮処分が一週間後に出るといふような、そういう実例も私どもはあるわけです。

刑事事件でも、この部に行くところ初犯は原則として執行猶予——亡くなられた西久保良行さんのような裁判長もいらっしゃる。この裁判官は有罪判事だ——これは名前を言っているけれども、戦前に東京控訴院で有名な裁判官がいらした。有罪判事と言われた。いろいろある。それはしかし、その人の人柄とか何とかいふものを見て、負けても、また有罪になっても仕方がないというあきらめがそこにある。

ところが、この古館裁判官の場合はそうじゃないんです。あの男だったらだめだ、労働者の権利は守れない。もともと使用者のひいきばかりしておる男だ、偏った男だという不信感が根底にあるんです。そこをやはり最高裁としては考えていたかなきやいけな。いま古館をどうしろなんという人事についてわれわれは介入するわけじゃない。しかし、裁判官というものは、大衆の信頼を得るような人であってほしい。そうすること、あなたがたの御職責だと思えますよ。

なぜ労働者がそこまで不信感を持ったかといふことを、この際わたりやすくお話をすると、たとえば労働事件の場合、会社側の証人の尋問が行われます。労働者側の代理人が追及して証人が詰まると、裁判長が、それはこういうことなんですよといつて助け船を出す。そうすると、証人はそうですと言つてそれに飛びついてしまふ。それから、労働者側が追及していつて使用者側の証人が詰まると、それはもういいでしょうと尋問を抑えてしまふ。それから、なぜそんなことを聞くんですと、わざわざ一つ一つ尋問の目的を開陳させる。そういうへんばなことをしますと、この男は一体これは何だと、資本家の回し者だろうといふふうな印象を裁判当事者が受けるわけですよ。

それから、和解の際も、使用者側が承認した和解金額以下の金額で労働者側を抑えようとする。これは当事者主義に明らかに反するでしょう。そんなに和解に職権で、相手方が同意している金額以下に下げさせる必要はないんです。民事訴訟の構造からいって、そんなことをする必要はない。それをやる。

それから、会社側が労働者を、暴力行為を行つたといつて解雇する。その解雇が争われている事件で、会社側が事情として職場秩序違反がありましたといふようなことを言いますと、いや、それが問題だ、それが争点だと言つて、職権的に争点を設定してしまふ。これは、民事訴訟法の当事者主義の原則というものを根本から理解していない。これは具体的な事件を言いますと、私ども

よつといういろいろ差し支えがあるから、一般論としてこの傾向を申し上げておる。

それから、第一回の口頭弁論でいきなり和解勧告をする。証拠調べなど全く行わない。その一つの例として、ある病院勤務の労働者が二カ月間、弟の病氣看護のために欠勤をしたという事件で、いきなり原告に対して、二カ月も休んで給料をもらうなどとは問題だ、いまのうちに和解しなさいといつていきなり職権の和解勧告をして、これはいきなり心証をもう当事者に言つてしまふわけですね。まだ証拠調べも何も済まないのに、心証をもう全部示してしまふ。こんな裁判官がありますか。

それから、和解の際に、病院側が提示した金額について、よくこんな額を出したものだといつくりして。当事者主義で、当事者がそれで了承をしていけばいいじゃないか。それが著しく公益を害するとか、公序良俗に反するとかいうなら別だ。金額が多少違つたからといって、当事者の納得した金額以下に無理に下げて和解を進める必要は毫もない。そういう傾向、これは裁判官として全く欠陥者である。

ある具体的な例を申し上げますと、東京都の都営地下鉄などというものは、よく夜間など酔っぱらいが従業員を殴るそうです。暴行事件がある。もうすでに何十件もあるようです。たまりかねた労働者が、都を相手にして損害賠償の請求訴訟を起す。そうしたときに、いきなり和解を勧告して、私が使用者だったら家に呼んで飲ませて終わりにする。ビール一ダースぐらいで和解したらどうかと発言をして、これには使用者側も労働者側も黙然としてしまつた。結局、裁判所は抜きにして、当事者間で和解をしたというふうであります。こういう羽目を外した裁判官に対する不信感がある。こういう裁判官では裁判の威信も失墜するし、労働者の生活が守れないということはどう一見して明らかであります。

これが直接出たのは、御承知のように、都労委が緊急命令を出してきた。それに対してこれを却

下したんですね。労働事件というのは、御承知のように、早急に解決を図らないと労働者の生活が守れない、不当労働行為があつてはいけない、憲法二十八条の団結権、団体交渉権など、基本的な人権を守るためには早急に解決しなさいかねというので地労委制度、中労委制度がある。その人たちは、皆裁判所のかなり練達な裁判官が都労委の会長になり、中労委の公益委員を兼ねておる。そういう方々が良心的に審理を進めて、緊急命令を必要とする判断をしておるのに対して、全く労働問題に理解を欠いた一知半解の男がこれを却下してしまうというようなことでは、労働委員会制度なんというのは無意味になつてしまふ。とても憲法二十八条の基本的な人権は守れない。

そこで、これはやはり人事の担当者としては、少なくとも地労委、中労委というようなものの事件をレビューして、そいつを却下したりなんかするのであつたらば、学識経験、労働法の理解などについて、少なくともそれを上回るやはり見識なり学識を持った人をそういう地位につけるべきだと私は考える。これは人事局長としてはどうお考えになりますか。

○最高裁判所長官代理者(勝見嘉美君) 寺田委員、特に御承知のところが多かろうと存じますけれども、裁判官のそれぞれの仕事の分担につきましては、それぞれの裁判所の裁判官会議で決定いたしているところでございます。どのような事件を具体的にどの裁判官に担当していただくかは、いま申し上げたとおり、地方裁判所の方で決めていただいているところでございます。

一般論として申し上げますれば、一般の事件はもちろんのことでございますけれども、労働事件とかあるいは商事関係の事件とか、いわゆる特殊性のある事件は、東京地裁の場合には特別の部を設けているわけでございます。特殊な事件につきまして、固有の問題につきまして裁判官がそれに対する理解を持つべきことは、これまた当然でございます。不足があるとすれば、やはり自分で研さん、修養を積むべきであらうというふうに考え

ております。

なお、先ほどもおっしゃっていただきましたように、裁判に対する信頼というのは、裁判官に対する信頼がなければならぬというふうに基本的には考えております。現に不祥事が相次ぎまして、すでに新聞にも報道されましたように、服部最高裁長官から異例の全国の裁判官に対して訓示がなされたわけでありまして、その中の「くんだりとしたしまして、「裁判に携わる者に対する信頼なくして裁判に対する信頼は望むべくもない。」というくだりがござります。全く私もそのとおりだと考えております。

ただいまいろいろおっしゃいましたけれども、具体的な事件の具体的な処理の過程の問題かと思ひます。私ももちろん、寺田委員もおっしゃる通りに、私もどなたもいたしまして、具体的なそういう裁判上の手続上の処理につきましてとか、言う立場にはございせんけれども、服部長官の訓示の中にあるとおり、全国の裁判官、まさに国民からの裁判官に対する信頼というものをかち得るよう努力していかなければならないというふうに考えております。

○寺田雄雄君 確かに裁判官の信頼を得るようにはしてもらいたい、これはあなたの方の先輩である鈴木忠一元裁判官が、兼子一さんの選解祝賀論文集で「裁判官の独立とその問題」という論文を書いていらつしやる。

その中で、「裁判官の主観的な独立——内心に於ける独立——の欠くべからざることは勿論であるが、同時に当事者乃至一般国民をして、裁判官が外的にも独立であり中正であり又公平厳正であるとの信頼を失はしめない客観的な状態に於いて裁判官が為されることが要請されるのである。」というふうに述べておられる。また、「若し裁判官個人の主観のほしきまま跳梁が許されるならば、それは決して「この憲法及び法律のみに拘束される」ことではないことは勿論であり、その結果は裁判官の中立性・客観性・公平・平静さが失はれ、当事者又は国民の裁判官の人間に対する信頼

が全く失はれるのみでなく、最も重大な点は、裁判官の職務上の独立、身分上の独立を憲法が保障した目的、即ち憲法及び法律に従つた適正な裁判によつて国民の権利を保障すること自体が必然的に実現し得なくなるといふことなのである。」というふうに説いておられる。こういう点を十分に裁判官に徹底させてもらいたい。

個々の配置がどうかとかんとかいふことは、裁判官をどうしろというように私を私はいまこで申し上げるのではないし、それはあなたの方としてもそれに応ずるといふわけにいかないでしょう。しかし、裁判官の信頼を確保すると、そのためには信頼を失うようなこういう裁判官が出ないようになつた方が御努力くださる、その職責はあつたかと思ふ。大変これは論じにくい問題だけれども。

最後に、労働省の方、来ていらつしやいますか。

労働省の統計によりますと、緊急命令が裁判所で却下されたというところは昭和五十年に過去一回あつたきりで、それが五十三、五十四とあらわれてきて、ことしになって急に二件出てきた。そのうち古館氏がその一件であります。こういう都労委、中労委のエキスパートが慎重に命令をし、緊急命令が必要だ、これなくしてはこの労働事件の解決が得られないと、そういうかたい信念を持って申請したものが、余り労働問題について理解のない裁判官によつてたやすく却下されるということになつては、これは労働委員会制度というものが無意味になつてしまふ。ただ時間がかかるだけである。それなら初めからもうない方がいい。初めから裁判所へ持つていった方が早くなつてしまふ。

こういうことにかんがみて、私は少なくとも地労委、中労委が緊急命令が必要だと考えたならば裁判所もそれを尊重する、尊重せざるを得ないというふうなふうな立法的な拘束をするか、立法的な拘束が不可能としても、少なくともあなたの方がそういうことを実現するように努力しないと、労働

者の団結権、団体行動権を守るあなたの方の職責は果たせませんよ。どんなふうにお考えですか。

○説明員(中村正君) 緊急命令の裁判所における取り扱いにつきましては、最近では緊急命令の適法性とそれから必要性、その二点について裁判所の方で検討できると、その上で緊急命令を出すか出さないかというところを決めることができるということになつております。

そこで、最近の例では、いま先生御指摘のとおり状況になつておりますけれども、何分件数が余り多くございせんので、今年に至り二件出たというところで、直ちにその価値判断をするというのはいさや早いと思ひますけれども、確かに御指摘のとおり、労働委員会の意義をあらしめるためには、労働委員会が申し立てた、あるいは申請した緊急命令につきまして、裁判所の方でも認めていただくというふうな努力を労働委員会の方でもしなきゃならぬ。

ただ、その場合に、労働委員会の命令自体がどうかという問題になるわけでございまして、けれども、その場合いろいろ議論がございまして、ただいまわれわれの方でも労使関係研究会というところでも不当労働行為自体の勉強をしておりますけれども、裁判所において認めていただくような命令をつくらうとすると、今度は、いまでも審査の期間が長期化することになつておりましたが、それがさらに慎重を期すとすると長くなる。それ自体が、今度は、労働委員会の早急に労使関係争議を解決すべきという役割りと矛盾してくることになるということで、いろいろ悩みがございまして。

しかし、いずれにいたしましても、労働委員会の方でもその審査に適法性あるいは緊急命令を出すことの必要性について十分納得いくようなそういうふうな説明、こういうものにつけて努力をすべきと思ひます。

なお、制度全体の問題につきましては、先ほどもちよつと御紹介いたしましたように、労使関係法研究会というところで現在検討中でございます。

す。

○寺田熊雄君 なた方は、地労委、中労委の制度の目的は結局労働者の団結権、団体行動権を守ることにあるという、そのために努力するという認識と決意をやっぱり持つてもらわなければ困るし、それが壊れるような事態に対しては有効な手を打っていただかなきゃいかぬ。命令の通、不適なんというのをここで言っちゃいかぬけれども、こんな何か、後で相手方が断わるかもしれないから命令を出してもどうかという言を言って決定、判決があるようにだけれども、断わるから命令が必要なのに、断わるかもしれないから命令を出す必要はないというようなとんでもない理屈をこねて却下しておるわけですね。

だから、そういう認識不足に対しては、裁判官側と中労委などの間にたとえ協議会を持つとか、そういうことによつてお互いの意思の疎通を図り理解を深めるとか、そういうやっぱり努力も考えてもらいたいですね。これは、あなた方とそれから最高裁側と、そういうお互いの理解を深め研さんをする機会をやっぱりつくつてもらいたいと、こう思いますが、ちよつとそれに対して答えを伺つて、終わりにしたいのですけれども。

○最高裁判所長官代理者(西山俊彦君) 労働委員会が労使関係についての専門的な知識、経験を有する委員で構成されている機関であるということは、寺田委員御指摘のとおりでございます。そういうことから申しまして、そのような労働委員会としての判断を裁判所が審査するに当たりましては、労働委員会の専門的な知識、経験に基づく裁量的判断、これを尊重すべきことは言うまでもないところでございます。

労働事件を担当しております裁判官は、いずれもそういうような考え方に立つて、労働委員会からの判断に裁量権の逸脱とか乱用があると認められるときに限つて判断を取り消す、あるいは緊急命令についても消極的な見解を打ち出すということが許されるのであるという方針のもとに、事件の処理に当たつておるというふうに考えておるわけでございます。

でございます。

なお、そういう点につきましては、労働委員会と裁判所の方の相互理解を深めるということが大切であることはまさに御指摘のとおりでございます。従前からも労働委員会との協議会を開催しているところでございます。

○説明員(中村正君) 三権の分立と申しましようか、あるいは裁判官の職権の独立という問題、先生よく御承知の問題でございます。役所側が裁判官に対して意見交換をいたしますか、いろいろやろうという働きかけをするのはやや問題があるかと思ひますが、少なくとも労働省として云々というのにはやや問題があるかと思ひますが、いま最高裁の方から御説明がございましたように、自主的なものとして労働委員会の委員とそれから裁判官との意見の交流の場があるかと思ひます。そういうところで、いろいろな十分意見の交換があるということをお願いしたいと思つております。

○委員(鈴木一弘君) 午前の質疑はこの程度とし、午後一時二十分まで休憩いたします。午後零時二十一分休憩

午後一時三十三分開会

○委員長(鈴木一弘君) ただいまから法務委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案を便宜一括して議題とし、質疑を行います。

○藤原房雄君 本日は、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案と検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案、この二つの法案が当委員会に付託されておりますので、この法案につきまして、順次質疑をいたしたいと思ひます。

これは一般公務員に準じて行われるわけでございますので、毎年といひますが、そういうこと

で、人事院の勧告がございまして、それに伴つて一部改正ということで、今日までいろいろ論議されてきております。私は当委員会、初めてのことでございまして、一般公務員の場合については、ある程度いふようなことについては承知をいたしておるわけでございますが、裁判官または検察官のことにつきましては初めてのことでございまして、いままでいふような議論があつて、それなり御答弁があつたのかもしれないけれども、若干の問題について少しく御質疑をいたしたいと思つております。

最初に、午前中も同僚委員から御質疑がございましたが、このたびの法律、中身としましては、最高裁判所長官と最高裁の判事、高等裁判所の判事の据え置き、それから判事、判事補及び簡易裁判所の判事の報酬または検事の俸給、これにつきまして、このたびの措置によりまして段差がつくわけですね、据え置かれるところ。

これは午前中にもお話ございましたけれども、ことしの給与体系全体の中で、政府としましては財政再建ということで非常措置といひますが、それなりの措置をしなければならぬ、対策を講じなければならぬということ、このたび閣議決定をいたしましたわけでありまして、そのことによりまして、長い年月的な給与体系全体を見ますと、そのときそのときの状況判断としてはそれはやむを得ないということでありまして、何年か通して見ますと、やっぱりひずみといひますか、アンバランスな面が出てくる。単年度で見ますとそれなりの理由があるのかもしれないけれども、やっぱり長く見ますといふような問題が出てくる、こういうことがいふようなことにこれは言われるわけでありまして。

このたびもやっぱり、最高裁の方々については、長官、判事についてはこれは据え置くというところ。それから、判事以上の方々については十月一日から、その前の方々については四月一日からと、こういうことになりまして、ちよつとどこ

の境目の方々につきましては、年間の総合所得、こういう面でもうしてもまた問題が出てくる。それから、ここ数年間の推移の中で、あるいはそういうひずみといふものがどうしても出てくる。こういうことで、裁判官と、また検察官の俸給のこのたびの問題につきましては、やはりそういう問題点が何点あるのだからと私は思ふんでありますけれども、その点についてはいろいろ御検討なさつていただきたいと思います。現状ひとつ御報告をいただきたいと思います。

○政府委員(根田泰助君) ただいま御指摘のありました段差と申しますか、その区切りが二つあるわけでございます。まず最初に、御指摘のよう、裁判官で申しますと最高裁判所長官と最高裁判事、判事、判事補及び簡易裁判所の判事が上がつたといふことのために、だんだんその差が縮まつてまいつております。御審議いただいております改正案によりまして、最高裁判事と東京高裁長官との差額が、現在十五万円でありまして、今後は十万円に短縮をするということに相なつてまいります。

この最高裁長官の百五十万円、最高裁判事の百十三万円という金額がセツトされたのが、昭和五十二年の法律改正の際に決められた額でございます。その後上がつておりません。一方、東京高裁長官の方はその後何回か上がつております。当時十八万円の差であつたものが、今度の改正案では十万円まで詰まるということに相なつてまいります。この最高裁判事の場合には、憲法上も下級裁判所の裁判官とは別に相当な報酬額を与えらるべきことを決めてございまして、ここにはかなりの差があつていいというふうな考えられる点でございまして、余りこれが詰まるということは、給与体系上一つ問題であらうというふうな考えております。

しかしながら、一方、三権分立の関係から、最高裁長官と内閣総理大臣、それから衆参両院議長が大體同額ということで伝統的に考えられております点からいひますと、最高裁長官だけを上げる

というわけにもまいらないところで、それに伴いまして最高裁判事の方も据え置きということに相なっておるわけでございますので、これが今後とも片一方が据え置き、片一方が上がるということになりますと、格差がだんだん狭まってきて給与体系上おもしろからぬ結果に相なるであらうと思ひます。しかし、今度の改正案におきましても、ともかく十萬円の差というものは維持されておられますので、この程度ならばまだ許容できるのではないかと感觸しておりますが、将来また一方が据え置きということになりますと、問題がだんだんと顕在化してまいらうかと思ひます。

それから、次の段差と申しますか、首のところが、御指摘になりましたように裁判官で申しますと判事の八号以上、それから判事補のところの境目、簡易裁判所の判事四号、簡易裁判所の判事五号という境目が問題になるわけでございまして、上の方はいわゆる一般職で申しますと指定職の職員の俸給に見合う報酬を考へるというランクに属しておりまして、それ以下のところは一般職の行政職の俸給表の適用のある職員に見合うというふうなことで考へられてきておるところでござい

ます。ところが、指定職の關係につきましては適用日が十月一日、一般の行政職の俸給表の適用を受ける者が四月一日からということになりますと、いわばベースアップの差額の六カ月分というものに實質上の金額の差が出てまいります。先ほど寺田委員の御質問にお答えいたしましたとおり、その結果、簡易裁判所の判事五号の方、これは扶養家族は標準的なものにセッティングしてござい

ますけれども、その方の昭和五十五年、すなわち、ことしの四月から来年の三月までの年間収入と、それから判事八号の方の年間収入とを比較いたしますと、給与体系上は下だというふうになるわけをされております簡易裁判所の判事五号の方が、若干よけいになるという現象を来すわけでござい

ます。このことは、体系上好ましいことではないといふことは重々考へておるわけでございますが、現実問題といたしまして、簡易裁判所の判事五号の方は昇給すれば簡易裁判所の判事四号に昇給されます。簡易裁判所の判事四号と簡易裁判所の判事五号の間では、そういう逆転現象はございせん。判事の場合には、判事補一号の方が判事八号になられるというの

が、一つの人事といひますか給与の系列でござい

ますので、この關係につきましても逆転がないわけでございます。したがしまして、位置づけという点からは問題ござい

ますけれども、現実問題としては逆転がないということ、これも一般の職員との対応關係で給与を決めていくという原則を貫くということからいたしますと、やむを得ないことではないか。実害が出てまいりますとちよつと問題でござい

ますけれども、そういう点はないので許容できることではないかと思ひますが、このような問題が将来とも起こることが予想されますので、その都度、そういう点についても十分に検討しながら案をつくつていかなければならないというふう

に考へておる次第でござい

ます。○藤原房雄君 実体的にはそういう事態は起こらないんだということでありまして、これもそろそろ限度といひますか、人事院勧告、大体最近の諸物価の高騰の中では毎年行われてきているわけであり

ますから、ここでひとつ大きな検討をいたしませんと、次あたりからやつぱりこれは大きな現実問題として出てくるんじゃないかという、こんな気がするわけであります。特に、このたびの人事院勧告では、寒冷地手当、これは勧告どおり行われることになっております。で、いま一般職でいうところの指定職については寒冷地手当はないわけですから、こういうもの等考へあわせまして、やつぱりもう現実的には問題が出てい

ると言わなきゃならないと思ひます。○政府委員(根田泰助君) この俸給の点につきましては、先ほど申し上げました問題があるわけ

でございますが、そのほかに寒冷地手当法の改正

がただいま御審議されておるようでございますけれども、その内容になりますと、高い俸給月額をもらつてゐる人が若干頭打ちになるといふふうな措置がとられるようでございます。そういうことになり

ますと、たとえば札幌の高裁長官であるとか検事長であるとかいふような高額の報酬または俸給をもらつておる方が定率部分のところが低くなり

ますので、したがつて、従来よりもあるいは下がるといふ結果に計算上はなろうかと思ひ

ます。ただ、これは経過措置的にはまた別途の措置が講じられてお

りますので、現実にはいまおられる方が前の年よりも下がるということはないように承知いたして

おりますが、だんだんと、いまの時代では上の方に少し

いような關係で厳しいような線が出ておりますので、将来それが裁判官、検察官の給与体系上、不

当な影響は受けないようにというところは私も私も考へなければなら

ないと思つております。○藤原房雄君 今度の閣議決定に当たりましては、

思いますけれども、別に、この閣議決定を受けて具
体的なお話し合いというのはまだないんですか。
○政府委員(批田恭助君) 私、直接その方面の
担当でございませんで、はっきりしたことは申
し上げられませんが、毎年、閣議で決められまし
たそういう線に従いまして給与改定が行われる際
に、各出先の長に対して綱紀の肅正並びに行政の
事務の効率化、簡素化に努めるというふうなこと
を促すということに相なると思っています。

それから、その面は別といたしまして、また各
組織ごとに常々効率化、合理化、事務の簡素化、
そういう面については各部署ごとに検討して、常
時出先の方にも指示をいたしますし、また、出先
機関の方からそういう改善の方のアイデアとか、そ
ういうふうなものもどんどんくみ上げるといふ
うなことで動いておるように承知しております。

○藤原房雄君 担当でないということでは本
に財政再建の中で人事院勧告の実施ということ
でありますから、各省庁しかりひとつ、いまま
でもやっているとしようけれども、特にしかり
ということだろうと思うんであります。そういう
反面、やっぱり法務省というのは一般住民との接
点といえますか、法務行政の上で、いろいろな事
務的なことでまた仕事量も非常に多いという、過
日もいろんなことを申し上げたわけでありませ
う。また後からもいろいろお聞きしたいと思いま
すが、そこらあたり、かじ取りはなかなかむずか
しいんだらうと思えますけれども、これはひとつ御
努力いただきたいと思えます。

また、給与のことについては、私、今回初めて
この委員会を担当いたしました、初任給調整手当
ですか、この制度があるわけですが、これは
はいままでいろいろな歴史的な経過はあるん
ですが、医療職の場合には年々上がっているん
ですけれども、ここの初任給調整手当というのは余
りこう動いていない。これはそれなりの調査とか
データとか、いろんなものをとらして、勘案し
てやっているんだらうと思えますけれども、この

諸物価高騰の中で、また社会情勢のいろんな変化
の中で、ここ七年、八年動かないというのも非常
に奇異に感ずるんですけれども、これがつくられ
るようになった淵源、職務については承知してお
るつもりでありますけれども、ここ数年の間、全
然これが動かないで来たという、これはいろんな
データのとり方とか社会の推移とか、そういうも
のが余り敏感に反映しないような現状ではないか
なというふうに思っていますけれども、これはどう
なんでしょうか。

○政府委員(批田恭助君) 初任給調整手当と申
しますのは、御案内のとおり裁判官、検察官に優
秀な人材を確保するという面をつくられたもので
ございまして、司法修習生が修習を終わりました
判事補、検事、弁護士という三つの道に分かれて
いくわけですけれども、その給与の面から
いけば、任官希望が少なくなっていることでは裁判
制度、検察制度を維持していく上に問題だと。し
たがって、そういう面からの給与上の調整を図る
ということが趣旨でございまして。

したがって、修習生を終わりました弁護士
になる人が、いろんな法律事務所に入る方がほと
んどでございまして、その場合に法律事務所
の方でどの程度の給与をもらっているか、その
比較において調整的な額をどの程度にしたいとい
うかということが決定されるということになってお
るわけではあります。

この制度ができました四十六年当時にはかなり
の差がございまして、そのことが任官希望者を少
なくするというようになっておるのじゃないかと
いうふうなことが問題になりました、その当時の
実情を調査した結果、二万三千円という最高額が
決められたわけではあります。その後、修習生を
終わって法律事務所に入られる弁護士の給与
実態というものを調査しながら、検討を毎年繰
り返しておるわけではあります、ところがその後、
何と申しますか、公務員側の方のベースアッ
プがかなり大幅に行われたという時期もございま
すし、それから弁護士さんの方の、これはちよっ

と平たい言葉過ぎて恐縮でございしますが、最も
景気が余りよくないといえますか、平たい言葉で
言いますと、いそ弁という方々の給与が余りそれ
ほど上昇してないという結果が出ておまして、
そのために私も、弁護士さんになられた方全
員の調査は実はできませんけれども、できる
限り調べたところで比較いたしますと、二万三千
円の金額で大体同じ給与水準になっているの
ではないか。

年によって若干でございしますが、感
じでございまして、そうなりますと、これを大
幅に引き上げるといふふうな実質的な根拠がない
というところでずっと据え置きのままになっておるわけ
でございまして、しかし、また弁護士さんの方の給
与がかなり上がるということになりますと、その
際には、それに見合った改定は当然しなければな
らないというふうに考えておる次第でございま
す。

○藤原房雄君 当初の考え方の中には、司法修習
を終わった方々の裁判官への志望者、こういう
方々に対しての人材確保といえますか、そういう
ことの意味があったということですが、これは給
料が多いから、少ないからということでは単純に自
分の志望を決めるということではないのかもしれ
ませんけれども、やっぱりこれは就職というの
は一生のことでもありますし、また生活というの
に伴うわけでもありますから、当然収入の多い方を志
望するんだらうと思えます。現在も、いただいた
資料等を見ても、志望時点ではやっぱり裁判官
等の志望数というのはいくらも、数から
いいますと、現在、やっぱりこういういまま
ですと六年、七年二万三千円、初任給調整手当
というところで措置をしたことが功を奏して、今日
では余りそういうことには問題はない、こういう
ように考えていらっしゃるのかどうか、その辺ど
うですか。

○政府委員(批田恭助君) 裁判官、検察官を希
望いたします司法修習生が給与の面だけで志望を
決定するということはないということは御指摘の
とおりでございしますが、ただ若干の要素になるこ
とは間違いないわけではありますので、その点で
初任給調整手当というのはいくらも重要なことでは
あらうと思えます。しかし、実質的にも差がござ
いませんで、また裁判官、検察官の希望者と申し
ますと、それと大体採用予定といえますが、そ
ういふ数字の人数は確保できておるといふふうな
ことでございまして、初任給調整手当がある程度
功を奏しているということも一部では言えるので
はないか。それが主たる理由とまでは言えないか
もしれませんが、支えにはなっておるの
ではないかという気はいたします。

○藤原房雄君 先ほどのお話の中に、全部を調べ
るというか、弁護士の方がいまだ初めてお仕事をな
さって現状はどうかというのを全部調べて統計を
とるといふのは、人事院の給与改定に当たりまし
て民間企業との給与格差、こういうものの統計を
とるのとは違って、いろんな立場の方々のいっし
やいまずから非常にむずかしいのだからと思いま
すが、一応どういう手だてで資料を集計しまして、
そういうものの中からこのままでのいいという、こ
れを判断するには、やっぱりそれなりの判断の資
料といえますか、基礎というものがあつたらう
と思えますけれども、これはいままでもずっと何
らかの方法を講じてこれらなんだと思えますが、
一々詳しいお話はいいんですが、概括的に、こ
ういふことでこういふ統計、こういふことで調べ
てこういふふうにしておるといふアウトラインでも
結構ですけれども、お伺いをしたいと思います。

○政府委員(批田恭助君) 私どももいたしまし
ては、人事院の民間給与の調査のような手段を持
ち合わせておりませんで、実際上この調査はむ
ずかしい問題がございまして、また法律事務所
の方では比較的その給与の実態といえますが、ひ
いては法律事務所の経営の実態について余りオー
プンにしたいくないという気持ちもございまして、
したがって従来からそういう面でも御協力をいた
だいておる法律事務所の方からデータをいただ

く、あるいは修習生当時に机を並べて勉強した友達同士が、実は私のところではというふうな関係で入ってくるニュースもこれもあわせまして、そこでできるだけ数の多いデータを集めることにして、それを集計しておるわけでございますが、ただ官と違ひまして、いろんな給与のやり方が法律事務所の中にはございます。

したがって、厳密な計算というのがなかなかできない要素がございますけれども、一応のところでは計算をいたしまして、任官者との格差があるかどうかということを毎年検討しておるということでございます。

○藤原房雄君 非常にむずかしい形態であることは私もよく存じておるんですが、四十六年といいますが、第一次のオイルショックのあのときも変えなかったということでありまして、その後オイルショックといいますが、社会変動の中にありまして余り手を加えなかったということ、こういうことから言いますと、こういう社会変動で一般的に民間の方々の給与体系というのは相当変わりがあつたわけでありまして、そういうときに手を加えなくてもよかつたというふうなことがあるのか。

そういうことで、今後この調整措置というのは固定化して本俸の中に入れるような形で考えるべきなのか、こういう形でこのまま置くのか、これからのことについてはどういふふうにお考えになつていらつしやるか。四十六年からだと相当な変化があつたと思うんですけれども、その中でも余り手を加えずに来たというふうなことに、私も是非にどうだったのかなという気がするんですが、今後のあり方につきましてお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(世田田泰助君) 従来、据え置きになりました事柄につきましては、繰り返しになりますが、オイルショックの直後、公務員の関係の給与につきましては、一年に三〇%以上ベースアップをしたというふうなこともありまして、最近では三%、四%台でございますが、四十六年度以降は

一般公務員の方のはかなりの上昇をしております。一方、法律事務所におきます弁護士さんの方は、そういう急激なベースアップがどうもなされた形跡がございません。その関係で、本俸の方が大分格差が縮まってきたということから、差額の絶対額が詰まってきたというふうなことになるかと思ひますが、そういうふうなわけで、何年間も固定いたしました、むしろ調整手当というふうなことでなくて、本俸に組み入れてはどうだというふうなことが問題になるわけでございます。

しかし、これを組み入れてしまひまして、そして新たな差が出てきたときにどうするかということになりますと、またちよつと問題が出てまいりますので、本俸に組み入れてしまふということについては、やはり今後の経済情勢などを見まさんと、かえつて不利益になる、組み入れた後で初任給調整手当をまた別に設けなければならぬということになつては困るというふうなことです。

もうしばらく推移を見る必要があるかというふうなことを考へております。

○藤原房雄君 それから、いつも言われることですが、国選弁護人の報酬のことについてでございます。これはもう日弁連から要求が出ておること、私は私も承知をいたしておりますが、国選弁護人の報酬額というのは最高裁でいろいろ御検討をなさつていらつしやるんだと思ひますけれども、現状に合うか合わないかというのは、いろんな事犯とか問題によりまして、いろいろなことがございまして、軽々にはこれは判断できないことかもしれませんけれども、算定ですね、算定額というのは一応どういふ基礎のもとにこの算定がなされておるかということについてお伺いしたいんですが。

○最高裁判所長官代理者(柳瀬隆次君) 国選弁護人の報酬につきましては、ただいま仰せのようにな、大変日弁連等からも増額の要求がございまして、私も私もそういう日弁連等の御要望等も十分に頭に置き、また、一般の公務員のベースアップの状況あるいは財政の状況等十分に勘案した上

で、毎年予算の増額に努力しておるところでございます。支給の基準につきましては、増額の都度、毎年四月ごろでございまして、最高裁判所におきまして一応の支給の参考基準というふうなものをこしらえております。その基準を各下級裁判所に流しまして、各下級裁判所がその基準をも一応の参考にしつつ、具体的な事案について、事件の難易あるいは開廷の回数あるいは弁護人の弁護活動の程度、そういったものを勘案した上で、それにふさわしい相当な額を算定すると、こういうふうな仕組みになっております。

○藤原房雄君 これは画一的にいかない非常にむずかしいといひますが、いろいろな要素があるだろうと思ひますけれども、これは今後というか、明年度についてはどういふふうな考へていらつしやるのか。これはやはり全体的な状況を勘案しなければならぬことだと思ひますけれども、いままでの推移の中で、明年については、また予算の編成の段階にもございまして、どういふふうにお考へてなつていらつしやるか、御検討の現状をお伺いします。

○最高裁判所長官代理者(柳瀬隆次君) まあ、代表的な事例をもつてお答えするのが相当かと思ひます。

昭和五十五年の分につきましては、地方裁判所の実質審理が三回行われたというケースにつきまして、四万九千円を支給の基準というふうな定めております。来年度につきましては、このような地方裁判所、実質審理三開廷の分につきましては、四万六千円という金額を要求しておるところでございます。

○藤原房雄君 實際的に、国選弁護人の方々が今日までどのぐらいの回数出られて、實際それに要しました経費というか、過去のそういうデータをちよつと持ち合わせてないのか、ありましたら、ちよつと御報告いただきたいと思ひます。

○最高裁判所長官代理者(柳瀬隆次君) 国選弁護に当たられる方々の私選弁護事件との割合を申し

上げますと、昭和五十四年度におきまして国選弁護人のおつきになった被告人の割合は地方裁判所で五〇・三%、簡易裁判所で七一・〇%、合わせますと五四・八%ということになっております。対しまして、私選弁護人のついた被告人の割合は地方裁判所で四八・二%、簡易裁判所で二〇・四%、合計で四二・一%ということ、国選弁護人のおつきになった割合が私選弁護人のついてる割合を上回つておると、こういうことになりました。

○藤原房雄君 公務員の問題につきまして、連休二日ということが言われているわけでありまして、これも、各省庁でそれぞれできることからというところで推進してきていることは御存じのとおりでございますが、法務省というのは、事務官の方々については可能な職場もあるように思ひますが、裁判官とか検事とかという立場に立つ方々につきましては、週休二日制の適用というのはどういふふうになるのか。法務省、最高裁、両方で、その携わるお仕事によつていろいろな立場の方々がいらつしやるんだと思ひますが、いままでも各省庁で窓口業務をどうするか、いろいろ工夫して、これまで四週一休ですか、こういうことでやってきておるわけでありまして、法務省としてはこの問題についてはどういふふうに取り組んで、現状はどうなつておりますか。また、今後についてはどういふ見通しを持つていらつしやるか、ちよつと御報告をいただきたいと思ひます。

○政府委員(世田田泰助君) 一般の事務官の場合には、法律が通りますと、そのとおり現場で工夫をこらしながらその実現を図つていくということに相なりますが、検察庁におきましては、検察官は裁判官に準じて、もともと給与体系から申しましても勤務時間との関係が云々されるというふうな官職ではございません。したがって、

て、週休二日制の問題は若干問題があるわけでございますけれども、もちろん検査庁の仕事といったにしても、検査事務官と一緒に仕事をやるわけではございませんで、検査事務官と一緒に仕事をやるわけではございません。

したがって、検査官の方がやはり週休二日制の制度に乗りませんと、事務官の方も休めないという結果を招いてしまいますので、そこは同じように現地でやりくりを、工夫をこらしながら、週休二日制の法律が通れば、そのとおりの形で実施をするという方針でおるわけでございます。

○最高裁判所長官代理者(柳瀬隆次君) 私所管外ではございませうけれども、裁判所の関係につきましては、裁判所の事務の性質上、現在のところ土曜日を休むというふうな体制はまだ整っておらないということを申し上げておきたいと思ひます。

○藤原房雄君 いまお話しございましたように、検査の方とそれから事務官と一体でなくや仕事が進まないのは当然でありますから、こういうことの中で非常に困難性があるんだらうと思ひます。これは何も法務省だけではないと思ひます。各省庁それぞれいろいろな問題がありますが、特に法務省に關係する問題としましては、週休二日というのがどういふ形でやられるのかというのは、非常にむずかしい問題をやらんでおるんじゃないかと思ひます。

そういうことに対しては、相当時間をかけ、いろいろな検討をしてこれは進めなきゃならぬだらうと思ひますけれども、大臣、どうですか、週休二日制についての今後の取り組みとしましては、いろいろな仕事の内容等勘案しながら、そういう中からやっぱ進めていくという方針には変わりはないだらうと思ひますけれども、こういう手だてでやなんかについてはどうお考えでしょうか。

○國務大臣(奥野誠亮君) 週休二日制を前提にして、人事院勧告に基づいて試行が行われている、こういうことだと思ひます。同時に、その中において、

いても公務員をふやすことはしない。現在の人員で四週五休をやってみようというのが、今度の法案でございませう。

いすれにいたしまして、政府のそういう方針の中で、法務省としても事務に支障を来さないように、しかも四週五休を達成するように努力をしていきたいと思ひておるところでございませう。

○藤原房雄君 今度の給与改定に当たりましては、一般職、衆議院の方ではいろいろ議論を呼んでおるの御存じのとおりでございまして、それはやっぱり定年制の問題が一つはあるわけでありませうが、今度の閣議決定におきまして、定年制云々という言葉がこの中にも入っているわけですが、法務省につきましては、今日までは検査関係の方々については六十三歳か、高裁や簡裁については七十、地方裁については六十五歳か、こういうことになっておるわけですか。

も、一般職の方々と違つて、法務省全般としまして、定年制の問題についてはそういう一般職の方々の影響というものはあるのかどうか、法務当局としてはどうお考えになっていらっしゃるか、お伺ひいたします。

○政府委員(北田泰助君) その点につきましては、私は直接の所管ではございせんすけれども、私の承知しているところでは、検査官につきましても、私どもと法律上、先ほど御指摘ありましたように、六十三歳ということに決まっております。それに變更があるわけではございせんし、一般の事務官につきましては、従来から慣行的に六十歳までに勧奨退職をやめるというふうな慣行がかなり定着しておりますので、六十歳定年にけいじやございませぬけれども、結果的にはそれほど大きな混乱は生じないであらうという感觸であるように承知しております。

○藤原房雄君 一般公務員では六十歳ということですが、それによつて法務省としてはいささかなりとも、勧奨とかいろいろなことの中で今日までありましたが、影響を受けるのかどうか

ということ、何歳でどうしなさいとか、どうあるべきだということを言っているのじゃないんです。一般職でこういうことが決まると、それに伴つて法務省としてはどういふ影響を受けるというのか、どういふことになるのかという、こういうことでお伺ひしたんですが、まあ大体わかりました。

給与関係につきましては、これは別に私も反対の法案でもございせんし、そのときそのとき、その年の現状に応じて人事院勧告に準じたベースアップでまいるまして、何年かするとやっぱりそこにひずみが出てくる。そういうことで、総合的な見直しといいますか、体系的な問題について検討しなきゃならぬじゃないか。また、今日までの初任給調整手当とか国選弁護人の問題とか、こういう問題等についても課題として検討する必要があるのではないかと、こういうことを御提言を申し上げ、またこれは一般職との関連もございませうので、それに準じた対応をなさるんだらうと思ひますけれども、今後についての何点か問題提起をいたしたわけであります。じゃ、給与については、以上で終わりたいと思ひます。

次は、過日、今月の七日ですか、金沢で行政管理局主催の行政サービス改革運動推進懇談会というのがございまして、その中で、役所の窓口の中で法務省というのはワースト官庁の中に入っておりますというんですね。これは私が言うのではない、行政管理局の統計で、過日、私も視察に参りましたときに、やっぱり法務省の窓口業務というのは大変な混雑をしておる。これは大層にもこの前いろいろ申し上げたとおりであります。

行政管理局の資料をいただきましたが、行政相談週間として十月の十二日から十八日までの一週間、管区行政監察局、地方行政監察局が開設した一日合同行政相談所、ここで受け付けたものを集計したというんですけれども、そういう中で、法務省というのは確かに受け付け件数六千五百六十六件、その中で行政サービスに関する苦情というのは三千九十七件、二一・三%あったというこ

とです。通常年だと七%ぐらいだったんですが、最近は大抵こんなふうのが多くなったのかもしれません。

苦情内容としては、応接・勤務時間、これが四十三件、事務手続が六十九件、こういうデータがあります。過日、委員におきまして、この問題については触れてまいりましたんですが、そしてまた、このたびの給与改定の閣議決定に当たりまして、事務の効率化とか能率化とか合理化とか、こういうことが言われているわけでありまして、やっぱり行政サービスということからいいますと、これはもう人もふやさないし、どうしようもないんだということじゃなくて、やっぱりこの問題については真剣に取り組まなければならぬと私は思ひます。

現状のままでございませうと、対応しますということと、いままで以上のことはできるわけがございませうと、また、総定員法ということの中での人員増というものはもう多々望めないという、こういうことになりまして、機械化の導入とか、登記の簡易化を推進するとか、こういうふうなことが大きな柱になるのではないかと、思ひます。甲号、乙号からいいますと、甲号の方が多いのは御承知のとおりでございまして、こういう実態等については法務省においても十分御存じのことだらうと思ひます。

こういう窓口業務、特に注目されております登記の問題等につきましては、これは本場にしっかりと取り組んでいただきますと、住民の苦情が非常に多いという、ワースト官庁ということになっておるといふことでございまして、これはぜひひとつお取り組みいただきたいと思ひますが、現在いろいろなことと検討なさつておると思ひます。

さつきちょっと閣議決定云々と言ひましたけれども、抽象的な話だからお話しございませぬけれども、このことについてはどういふように御検討を、また改善をしようとするのか、すぐできるということじゃございませぬから、何年計画でどうするか、こういうことについて具体的に

ひとつ御説明いたしたいと思ひますが。

○政府委員(眞家克己君) ただいま御指摘の新聞記事を読みまして、まことに面目ない次第であると痛感いたしました。行政管理局にも詳細を教えていたしたいというふうにお願ひをされているわけでございますが、行政管理局の方でたゞい具体的にまめてあるということでございますので、詳しく苦情の内容を承知いたしまして、さらに適切な処置をいたしたいと思つております。

ただ、根本的には、先生御承知のとおり繁忙登記所、事件数の多い登記所におきまして、繁忙時間帯と申しておりますが、たとえてみれば非常に異常な状況と申しますか、申請人が殺到いたしまして、何と申しますか、殺気立っているような状況になるわけでございます。そこでこのおのずから職員の方も非常にばたばたするというような状況になるわけでございます。しかしながら、一般申請人に対するサービスをなおざりにするということとは許されぬことと申しまして、そういう場合に、できる限り冷静に対応をいたしまして関係人に不愉快な感情を抱かせないというように、できる限り極力努めるということ、機会あることに指導しているわけでございます。

ただ、問題の根本は、これまた先生の御指摘のとおりでございます。異常な事件の伸び、これはたとへば最近——最近と申しますか、昭和二十五年に比べますと実に膨大な事件数になっているわけでございます。二十年間に甲号事件が約三倍、乙号事件が約百九十倍に達しておりますが、一方、それに従事する職員の方は一倍半という程度でございます。したがって、これは非常に手回が不足するということは避けがたい現状でございます。ただ、これも先生御指摘のとおり、昨今のきわめて定員事情、予算事情の厳しい情勢におきまして、大幅な増員を獲得するということがこれまたきわめて困難であるということも当然でございます。

そこで、私もいたしましては、先ほど行政監理委員会の意見書、府県単位機関等の整理合理化等について述べられておりますが、こういった事柄を、いまからざっと十年前から少しずつ実施をいたしておるわけでございます。事務の見直しをいたしまして一部の事務を民間に委託する、あるいは窓口の整理のためには、正規の職員以外に賃金職員のための予算措置を講じてこれに当たっているというところで、相当の予算措置も最近数年間はいただいているわけでございます。したがって、私もいたしましては、今後とも一面においてそういった職員のしつけと申しますか、一般申請人に対する応対に十分気をつけろという、いわば精神的な指導をいたしますと同時に、増員あるいはそのみに頼らない場合に、機械化あるいは事務の一部の委託であるとかいうような広い意味の合理化ということを進めていきたいと、かように考えている次第でございます。

○藤原房雄君 登記の問題は、やっぱり大きなものになるわけですが、建物の区分所有に関する法律等の改正を検討しているとか、いろいろなことについては御検討なさっているらしいんだらうと思ひますが、いまお話を聞きますと、冷静に対処とか、精神的なことになるかもしれないと、こういうお話が中心でございます。大臣、やっぱりこれは、この前も米の検査官の方が何人か法務省の窓口の方に配置になるというのをちよつと新聞で見たような気がするんですが、いろいろな努力はなさっているんだと思ひますが、最近のこういう進んだ時代でもありますから、機械化できないか、または法文上もつと簡素化できないか。

これは、ただ、いま一時期のことならば、がんばりましょう、やりましょうでいいかもしれませんが、こういう時代の大きな転換点に立っておりまして、これが決して一時期のことではないわけでありまして、過日、横浜へ視察に行かせていただきましたけれども、これからの開発のこと、この登記のことになると担当の方は頭が痛いというお話でございましたが、こういう開発行為とい

のは決してここ一年や二年で終わることではないだらうと思ひます。やっぱりそれに対処するためにはそれなりの予算措置なり、また、できるだけ努力をいたしませんと、一生懸命部長さん、局長さんがんばっていらつしても、これは大変なことだらうと思ひます。

こういう厳しい財政情勢の中にあるわけでございますから、私もその辺は十分にわかってはいるけれども、しかし、このままでいいというわけにはいかないと思ひます。大変なところというわけは、申し込んでから二日も三日もかからなければならぬか目的のものが手に入らないというようなことが現状の中で、やっぱり先ほどのような窓口業務に対する不満の声も出てくるんだと思ひますが、大臣、いろいろのことをなさっているかもしれないが、一層ひとつ御努力いただきたいと思ひます。うん、です。この前も申し上げたのですが、具体的なことについては時間もございせんから、こういう事態にあるということだけはひとつ御認識いただいて、御努力いただきたいと思ひます。

○国務大臣(奥野誠亮君) 登記事務が非常によく

そうしておりました。私が法務省に参りまして直後に、関係の職員からも増員の問題につきまして強い要請を受けたわけでございます。したがって、この問題を国民の皆さんの期待にこたえて円滑に運営していく、なかなかいろいろな問題を含んでいると思ひます。事務を能率的にする、近代化していく、あるいは執務の体制を改善していく、いろいろな問題があると思ひます。

人員の問題につきましては、現在折衝が行われている最中でございますが、総合的な面から国民の不満を解消できますように、あらゆる点から改革、改善に努力を今後とも鋭意払っていきたく思つております。

○藤原房雄君 次に、行政監察が出ておつたんですが、ことしの一月、これは関東における管区行政監察局の報告でありますけれども、全国的にこれは共通なことだと思ひますが、受刑者に対する職業訓練ですね。最近中高年齢に対してどうす

るかということが、一つの大きな時代の推移に伴ひましてのいま考え方になつていっているわけであり

す。そういう中で、受刑者の方の年齢層を見まして、四十以上の方は、四十歳から五十九歳が二九%、三割近くいらつしやるという、こういうこと等、それは一般社会と一緒に考えていかうかと考へます。当然この中高年齢の再就職とい

いますか、そういうこと等勘案した職業訓練にすべきだという監察が出ておりました。これに對して、法務省としてもそういう方向で検討しな

きやならぬという御答弁があつたようであり

ますけれども、これは具体的には行政監察を受けていろいろ部内でも御検討なさつて、ことしの春のことですから、全国的にもそういう方向で、これは施設とか教師とかいろいろなことござい

ますから一巡にはできることではないだらうと思ひ

ますけれども、そういう方向で積極的に取り組んでい

れども、どうでしょうか。

○政府委員(豊島英次郎君) 地方監察の結果、中高年齢受刑者につきましてひとしく職業訓練の機会が得られるように、受刑者職業訓練規則を改正したかどうかという御指摘を受けたわけであり

ます。この御指摘、それから一般労働行政の状況、それから矯正行政運営の実情というものを踏ま

まして、実は受刑者職業訓練規則の改正を行いま

した。つまり、もとの規定では、職業訓練生の選

定の基準といたしまして年齢が四十歳未満の者とい

う要件があつたわけでありましたけれども、この

年齢が四十歳未満の者という要件を削除いたしま

した。

○藤原房雄君 受刑者職業訓練のことにつきまして、国際連合の被拘禁者処遇最低基準規則です

か、こういうものとの関連もあるんですね。そう

いうこと等の上から、これはどういふことになり

ますか。

○政府委員(豊島英次郎君) 国際連合の最低基準

規則では、若年者に対する職業訓練を充実せよという勧告があるわけであります。この点も、実は新規規則では受けまして、施設の長は訓練生を選定するに当たっては特に二十六歳未満の者に職業訓練の機会を与えるよう配慮しなければならぬという一項を設けまして、国際連合の規則との調和も図るよういたしております。

○藤原房雄君 給与のこと、それからそれにまつわる法務当局についてのあらあらのことについて若干御質問を申し上げたわけでありますが、法務大臣、過去数回、この委員会におきまして憲法のことについて御発言ございまして、私どもの考え方、大臣の所信、考えていることについての御質疑を申し上げたわけであります。

私も、閣僚の一員であるという立場からいたしまして、やっぱりそれ相応に発言には慎重でなければならぬ。大臣、一貫してお話していること、私どもはそれなりに理解もし、また疑義も感ずる点も、これはすつかり一〇〇多理解しているというわけじゃございません。どうかという疑問の点も多々あるわけであります。きょうもまた、午前中いろいろお話をいたしました。大臣の御性格が非常に正直といえますか、思っていることをそのままおっしゃる、そういう御性格の上に立つての御発言だろうと思ひますけれども、私、内閣としては確かに不統一があつてはならぬ。これは行政の最高機関としてそういうことじゃならぬことは、これは明らかであります。

そういうことについては疑義はささないけれども、個人としていろいろな思想、信条、ここに違いがあつて、そういうことを場合によつては発言して何が悪いかというお話をございしますけれども、私は、それは個人の閣僚の一員として思想、信条すべてを拘束するものではないだろうと思ひます。しかし、法務大臣という、また閣僚の一員であるという立場に立ちますと、これは一〇〇%基本的な人権、自分の思っていることはお話ししたいところと慎重ななければならぬところがあるだろうと思ひます。

これは大臣も、私的なことでこういう席で述べるとはどうかと思うということで、それは御判断をなさつてお話をなさつておられるようであります。言われたことを何でも全部御答弁なさつておられるのではなくて、やっぱりその場に合ったお話、その場で言うのと差し違ひがあるということでお慎みになつて御発言もあるわけであります。私は、そういうことから、公務員というのは憲法擁護の義務というのがあるわけでありまして、憲法擁護という義務の上に立ちますと、やっぱり基本的人権の保障ということ、何を考え何をしてもいい、何をしゃべつてもいいということじゃ決してない。やっぱりそこには一つの制約というものがあつたらうと思ひます。そういうことから、閣僚の一員であるということになれば、このほかそれは十分にお考えになつて、その場、その立場に應じたやっぱり発言というのはあるだろうと思ひます。

大臣が今日までいろいろな発言をし、また当委員会におきましてもお話しなさつておりますけれども、そういう信条を曲げてまでもという、自分の思つておることもしやべれないようなことではということでありまして、そういうことじやなくて、自分のあるべき立場の上に立つて、やっぱり公的な場所であつていいこと悪いことと、立て分けはあるのだらうと私は思ふんです。その間のことについて、大臣はやっぱりどういうふうにお判断なさつて、そのときそのときの御発言をなさつていらつしやるのか。まあ時間もありませんから、大臣のお考えの一端だけひとつお聞きしたいと思ふんです。

○國務大臣(奥野誠亮君) 閣僚の一員でありますから、鈴木内閣がとつての方針に反するようない言動は慎まなければならぬ、これは強く考へております。

もう一つは、憲法がいま話題になつたわけでありまして、国、基本に關する法規だから、こういうものこそ国会において存分にお互いに虚心に議論されるべきものではないだらうかと。い

まの日本の国会の姿を見ていますと、一つは自主憲法好ましいという考え方がある、他方は改正まかりならぬという考え方がある。結論だけ先に申さうと、硬直的な対決になつておられる面が、私は多分にうかがわれるように思ふのです。これは不幸なことじやないか。むしろ存分に議論をした末にいろいろな結論が出てくるようにしなければならぬのじやないかと、こう思つております。私は、必要以上に、憲法の議論になりますと極端な対決が出てくる、これは好ましいことじやないかと、こんな感じがいたします。

内閣の方針の場合でも、先ほど靖国神社参拝の問題がございました。内閣としても合意、違憲決まかねておるわけでございます。こういう問題であれば、二十条なり八十九条なりについて、こういう考え方もあるじやないか、ああいう考え方もあるじやないかと、いろいろな議論の末に、一体どういう關係でこの規定が生まれ、今後日本はどうしていかんやならないかというようなことを話し合つた末で結論を出したいのじやないだらうかと。

総司令部が神道指令を出しましたけれども、その神道指令を出したときにも、宗教を国家から離すのだ、その目的以外には入れないのだと、こういうことを言つておるわけでございます。そういう前提のもとに当時神社参拝を禁止したわけでございます。でありますから、今日、国家神道といふものはもうなくなつたわけでありまして、その前提の上に立つて、今後神社についてどう考へるかというようなことを大いに議論したらいいのじやないだらうかと私は思ふのでございまして、国家から離れた神道には、神道といふことも他の宗教と同じような法のもとに平等に置かれていいのだということまで神道指令ではうたつておるわけでございます。

ですから、そういう問題も過去は不幸な時代を経てきております。憲法が生まれましてからも二十六年まで——昭和二十二年に施行になつたのですから、それから数年占領下にあつたわけでありま

す。占領政策は批判まかりならない、占領軍の顔を見ながら政治をやつていかなきゃならない、こういう事態に置かれてきたわけでありまして、私は、そろそろもう本来の、日本人であれば、どういう憲法をつくるかというようなことを虚心に議論し合ひながら、いまのままで結構です、あるいはまた改革、改めるべきだという議論が生まれれば、それも結構であります。本当に私は、国会というところが議論の府にならなければならぬ。結論だけが先に出て対決しているようなことは、国民にとって不幸なことじやないか。私は、もう日本の将来を考えながら、どういふ道が一番正しいかということとを本当に国会こそが虚心にみんなが議論をし合ひながら道を求め続けていく、これが一番大切なことじやないかと、こう思つております。

しかし、私は、鈴木内閣がとつています方針に反するやうな言動は誠に憤りいかなきゃならない。しかし、国会が求められるならば、個人政治家としてどう考へるかというお尋ねに對しましては、また素直に答えていく方がよろしいのじやないだらうかと、こう思つております。言論の府である、一言半句で国会の議論が中断される、しばしばこういうことがあることは私は余り好ましいことじやないじやないだらうかと、こんな感じまでしておるわけでございます。率直にお答えをさせていただきます。

○近藤忠孝君 最初に、法務大臣とそれから最高裁の方にお伺ひしますが、きょうの給与法案に關して、裁判官は憲法上、これは七十九条、八十条で在任中の報酬を減額されないといふいわば一つの特権ですね、そしてあわせて裁判官、検察官は一般公務員に比べて高い待遇を受けています。こういう制度をとつておられるのはどういふ趣旨に基づくものか、それぞれお答えいただきたいと思ひます。

○政府委員(世田田泰助君) 憲法上、裁判官には相當の報酬を支給するというふうに決められておりますが、これは裁判官の身分保障、裁判官が独

立をして公正な裁判ができるようにという趣旨での身分保障を給与面の方から裏づけるということでした規定だと思えます。検察官も同様に裁判官に準ずる面がございしますので、同じように検察庁法でもそのような規定が置かれておるといふことと承知いたしております。

○最高裁判所長官代理者(西山俊彦君) 裁判所といたしまして、ただいま法制部長が言われましたのと同じように考えているわけであります。

○近藤忠孝君 ところで、いま言った独立性、身分保障、それを保障するたためたということですが、そういういたしますと、私はそれに見合う今度は裁判官並びに検察官の対応が必要だと思ふんです。消極的な面ではそういう期待に反しないということ、それから積極的な面では積極的に国民のそういう期待にこたえていく、二つあると思ふんです。

これは最高裁判所にお伺いします、その点ではこれはもう安川裁判官の問題、旭川の水沼浩裁判官の問題、そして最近では法曹の卵である岐阜の司法修習生のわいせつ行為、卵のうちからこういう問題がある、いわばそれは大人になってみればよいという素地があるのかということの、一つの端の端な例だと思ふんですが、これはやめればよいというものではないということ、最高裁判所として、特にこういう高い待遇を受けている裁判官にこういう不祥事を再発させないという立場から、具体的にどのような方策を立てておられるか、お答えいただきたいと思ひます。

○最高裁判所長官代理者(西山俊彦君) ただいま御指摘のような不祥事が相次ぎましたことにつきましては、はなはだ国民に対して申しわけないという感じで、

【委員長退席、理事藤原房雄君着席】
裁判官、裁判所一同自粛自戒の念を新たにしておるわけでございまして、先日、高裁長官を招集いたしましたし、その席で最高裁長官が全裁判官に訓辞をするという形で国民に対して陳謝をすると同時に、国民の信頼を損なわないように、自粛自戒して職務に精励すべきであるという訓辞をしたわけでございます。

以上でございます。

○近藤忠孝君 訓辞だけでは、これは人間の社会ですから、私はそれだけでは解決しないだろうと思ひます。きょうはそれが主眼じゃありませんので、ここで要望したいことは、さらに具体的に教育の面とかその他の面で具体的に対処をされたいということをお願いしたいと思ひます。

【理事藤原房雄君退席、委員長着席】
それからもう一つは、積極的に国民が苦しんでいること、あるいは困っていることに敏感適切に対処していくという面が必要だと思ふんです。

そこで、私は具体的に、いま民事暴力問題というのが起きていますね、暴力団などが実際に倒産とかそういうことから入ってきたりして、いわば無法地帯になっておる。法治国でありながら法の救済を受けられないという実態がある。その問題について、これはむしろ法務省、そして裁判所は積極的に対応してほしいということ、これから質問したいと思ふんです。

そこで、その問題に入る前に、これは検察官の上にある法務大臣について、午前中の寺田委員の質問の中で、これまで聞き捨てできない問題がありましたので、もう少しお聞きしたいんですが、大臣はこう言っておられたですね。社会党さんの議員の質問だそうですが、虚心に言ってくれ、個人の考えでいいから言えと言ったのでそれに率直に答えたんですけど、それを非難されるのはけしからぬということで、憤然とされたわけです。私はお気持ちにはわかるんですが、ただその発言の中に、大臣自身が果たして現行憲法を正しく理解しているのかどうか、この疑問を持ったんです。

というのは、これは私が前々回、すなわち十月十六日の当委員会で大臣に質問いたしました。大臣が自由闊達にいろいろな発言をされている憲法上の根拠は五十一條六十三條かと聞いたところ、大臣は「私の答弁の根拠が六十三條だと言われど、ちよつとこれは問題があるように思ひます。」いろいろな言ひまして「あの場合には、私は

答弁拒否したって差し支えなかった」「しかし、あえて個人としてお答えをさせていただいたわけでございます。」さらに別のところでは「政治家個人としてお答えをする」と、こうなんですか、私が前回、その解釈は間違っているんだと指摘をいたしましたけれども、大臣お帰りになつてもう一度勉強し直してみましたか。

○国務大臣(奥野誠亮君) 私が午前中寺田さんのお尋ねに對しまして答へましたのは、いろいろな社会党の方からお尋ねがあつて、私はその御質問の趣旨に沿うように率直に答へてまいりました。と。そうしたら、同じ社会党の方から別に、あの答弁を取り消すのか取り消さないのか、ただこれだけののお尋ねをいただきました。これは、同じ社会党の人からお尋ねを受けているのに、答へた、それに反論を伺うなら結構なんです、反論じゃなくて、あれを取り消すのか取り消さないのかだけののお尋ねをいただく、これはどうも私にとって不満足なものです、納得がいきかねるのです、こう答へたわけでありまして。

それから、いまの五十一條と六十三條との関係でございますが、五十一條は「議院でつた演説、討論又は表決について、院外で責任を問はれない」、これはこういう規定を置いているくらいだから、国会の中では言論が活発に行われることが期待される、私は理解しています、こう申し上げてきたと思ひます。それから六十三條は、出席を求めているのであつて、必ず出席することについて答弁をしないやらないという責任を負わされているものじゃありません、こう答へてきたと思ひます、現在もそう考へております。

○近藤忠孝君 私が指摘したいのは、大臣が国会で発言できるのはこの六十三條があるからで、出席発言権なんですね。と同時に、これは義務もある。ただ、大臣の答弁を見ておきますと、国会に来て発言できるのが六十三條によるのだという認識がないように思ふんです。それで、大臣は衆議院議員ですから、前回は申し上げたけれども、衆議院では発言できるけれども参議院で

は発言できないはずなんです。それを、ここで堂々とされておるのは、やはり六十三條があるからだと。六十三條というのはあくまでも国務大臣としての発言ですから、個人の発言ではないんです。そこで大臣は、当然のごとく、個人としての発言をしたんだ、何が悪いんだというふうなお考えのようだけれども、私は、個人としての発言はそもそもできない、それが六十三條だと、こう思つております。

そのことを私は前回指摘したんですが、大臣は前回それに対しては正確なお答えをしていなかったで、お帰りになつて考え直されたかどうか。いかがでしょうか。

○国務大臣(奥野誠亮君) 残念ながら、その後そういう問題についての勉強をまだいたしていません。よく勉強しておきます。

○近藤忠孝君 私は、大臣が憲法を正確に理解しないまま行動されてきて、そして繰り返しますけれども、個人としての発言じゃない、あくまでも大臣としての発言だけれども個人の発言ができるのだと、こう大變勘違いされてきて、むしろ憲法を逸脱して発言されてきている。ここに、私はいろんな問題の一つの根拠があると思ふんです。勉強してこなかったと言われればそれまでですけども、もう一度宿題を出しますので、いままでの大臣の解釈が正しかったか正しくなかったか、ひとつこれは次回にお答えいただきたいと思つております。よろしいですね。

○国務大臣(奥野誠亮君) 国務大臣として出席しておりますけれども、質問者の意図に沿うて、できる限り国務大臣といえども個人的な見解を求められれば私は個人的な見解を述べて円滑に論議を進めた方が、国会の意義を全うできるのじゃないかなと思つております。

なお、よく勉強してまいります。

○近藤忠孝君 そうしますと、考えを変えないというこのようですけれども、私はそれは憲法違反であるということを、ここで指摘をいたします。

そこで、後具体的な問題に入ってまいります
が、まず最高裁にお伺いいたします。

最近、倒産事件が大変ふえております。その中
で法的整理として裁判所が受理した件数、最近の
で結構ですけれども、その内容と件数をひとつ御
報告いただきたいと思ひます。

○最高裁判所長官代理者(西山俊彦君) 最近五年
間の各種倒産手続の件数を御紹介申し上げます
と、まず破産事件でございますが、昭和五十年千
四百八件、五十一年千五百五十五件、五十二年千
九百八十四件、五十三年二千六十八件、五十四年二
千三百二十一件。

和解事件、五十年百九十一件、五十一年三百二
十件、五十二年四百九十三件、五十三年三百八
十二件、五十四年四百一十一件。

会社更生事件、五十年百二十二件、五十一年百
二十五件、五十二年百二十六件、五十三年八十件、
五十四年六十一件。

会社整理事件、五十年百三十九件、五十一年百
三十件、五十二年百八十二件、五十三年百十六件、
五十四年七十四件。

特別清算事件、五十年三十四件、五十一年五十
四件、五十二年五十九件、五十三年五十四件、五
十四年四十八件。

以上でございます。

○近藤忠孝君 最近の倒産件数は大変なものでし
て、大体一日五十件前後と。これは一千万円以上
の事件で、いま最高裁からお話がありました件数
よりもっと小さいものも含めたものだと思ひます
し、最近では特にサラ金関係などで、もっとごく
低い額でも破産申し立てをしているという件があ
りますから、いま御報告の件数というのは、私は
実際起きている倒産の中のごく一部であらうと思
うのです。

実際いま言われておりますことは、法的整理は
いろいろな面でも国民の要望その他に対応でき
ない、あるいはむしろこれをやっておったのでは
間に合わないのではかに回してしまふ。私がこ
れから指摘をいたします民事暴力の問題ですが、

そういう事態が起きている原因は何だと思ひます
か。

○最高裁判所長官代理者(西山俊彦君) 各種の原
因はあろうかと思ひますが、私どもとしては、
正確にこれが原因であるという点はつかんでおら
ないわけでございます。

○近藤忠孝君 私はその一つと思ひますのは、
審理期間が長くなっているということだと思ひ
ますが、そういう点から見まして、破産、会社整
理、特別清算等、それが大体何年ぐらいかかっ
ているか、そういう数字はありましようか。

○最高裁判所長官代理者(西山俊彦君) 破産事件
について申し上げますと、既済事件の受理から終
局までの審理期間を昭和五十四年度の事件につ
いて見ましたところ、総数が千八百三十二件、その
うち三カ月以内に処理できたのは五百六十件、六
月以内二百五十五件、一年以内二百二十六件、二
年以内二百九十四件、三年以内百四十八件、三年を
超えるもの三百七十九件、それから未済事件の審理期
間について見ますと、総数が五千六百九十七件で
ございまして、そのうち六月以内のものが千五件、
一年以内が六百九十三件、二年以内が九百五十一
件、三年以内が七百四十件、三年を超えるもの二
千三百八件、こういう結果になっております。

○近藤忠孝君 圧倒的に大変な長時間かかるとい
うことで、実際の要望に間に合わないのが現状だ
と思ひます。

これは警察庁にお伺いしますが、そこでいわけ
る整理屋というものがはびこっていると思ひ
ます。整理屋という概念自身まだ決まっていな
いと思ひますけれども、一つは、最近では暴力団などが
そこに入ってきて実際倒産などに関係しているとい
うことで、警察庁なりに一つの概念をとらえて
そういうものに対する対応をしていると思ひ
ますが、その一応の概念と、それからその実態を
御報告いただきたいと思ひます。

○説明員(漆間英治君) ただいま整理屋というこ
とで御質問がございましたが、私どもの方では整
理屋ということにしましてこの問題に取り組んで

いるわけではございませんで、広く市民の社会生
活なり、あるいは経済生活に、暴力団ないしはそ
の周辺の者が暴力団の威力を背景にして介入、関
与するケースを対象にいたしております。それを
総称して、民事介入暴力というように呼んでおり
ます。

この取り扱いにつきましては、昨年の十二月か
ら各県でこの問題に専門の担当官を設けるように
ということを通達をいたしまして、それに基づき
まして各県の暴力団対策担当課に、警部クラスで
ございまして、この問題の専門家が置かれており
ます。

それ以来、この問題について処理をいたしてお
りますが、本年の一月から六月末日、つまり上半
期の状況で申し上げますと、全部でこのような
ケースで四千四百三十二件の相談案件がございま
して、その中で内容別にちよつと大だこを申し
上げますと、債権取り立て等に絡むものが六百二
十九件、一四・二%でございます。それから金銭
貸借、これは個人間の金銭貸借等が主なものであ
りますが、金銭貸借等に絡むものが六百四件、一
三・六%。以下、交通事故の示談に絡むものと
か、あるいは家屋の貸借、不動産問題、それか
ら手形割引、そういったものがございまして、た
だいま御質問のありました企業倒産債務整理等に
絡むものは四千四百三十二件のうち二百十件で
ございまして、パーセントで申し上げますと四・七%、
そういう状況でございます。

○近藤忠孝君 これはことし七月ごろの新聞です
が、警察庁の調べによるとということで、全国十
万余の暴力団が実際こういう非合法活動によって
いろいろな収入を得ている。そういう収入の額が大
変な額に上っているわけで、そんな中で債権取り
立てなど民事への介入で得た収入が二百九十八億
に上ったと。それから交通事故の示談金交渉の仲
介など、これも大体数十億に達するというような
記事がありますけれども、大体これはそのとおり
間違いないですか。

○説明員(漆間英治君) それは恐らく昨年の三月

に発表いたしました推計の結果だと思ひますが、
そのうちで債権取り立てに絡むものが二百九十八
億ぐらいあるという推計は、御指摘のとおり
です。ただ、交通事故の問題については、その
中で特に項目としては取り立てておりませんの
で、そのことについてはちよつと……。

○近藤忠孝君 最近のはどうですか。最近のもあ
りますか。

○説明員(漆間英治君) 最近のはございせん。
推計は学者等に頼んで、そのときに初めて……。

○近藤忠孝君 そこで、これはあるいは御承知か
と思ひますけれども、

〔委員長退席、理事藤原房雄君着席〕
平岩さんという人が書いた「倒産・破産」という
本です。これは三年ほど前の数字ですが、これに
よりますと、いわゆる整理屋というものは関西に多
いということとで「現在、整理屋と呼ばれる企業は
約二〇社。このうち「山富」「東洋商事」「大一商
事」が御三家といわれ、いずれも関西が本拠地で
これらが時により関東に出張する。以下の一〇
数社も最近ではグループ化が進んでおり、大きな
仕事にはグループで結束して整理に当たる」、
四十九年ごろからは「暴力団の進出が激しく、二
〇社のうち五社までが暴力団に汚染されている」、
これは警察調べであります。「なかでもとくに、
山口組・田岡組長の跡目をねらう菅谷組の動きが
激しく、さらに小西一家や山口組と提携関係にあ
る関東の稲川会も進出をはかっているといわれ
る。」

これは大体三年ほど前のものですが、その後事
態はもっと発展していると思ひます。その辺で
警察でつかんでいる事態があったら、教えてもら
いたいと思ひます。

○説明員(漆間英治君) もともと私どもが承知し
ております範囲では、倒産整理屋というのは必ず
しも暴力団そのものではないわけでありまして、
整理屋は整理屋といういわばグループがあるわけ
ですが、それが暴力団と徐々に接近をしつつある
という事実と、もう一つは、暴力団そのものがこ

の領域に進出しつつある、この二つの要素が重なっておりまして、最近では、いまの記事にもありますような事態が出つつあるわけでありまして。

ただ、その記事の中で山口組、菅谷組とありましたが、菅谷はその後、山口組を除名されておりました、山口系を離れているという事情はありまして、すけれども、やはりそのような系統のものがこの種の事案に早くから手を出して、関東の方にも進出しておるといふ事実はあるやに伺っております。

○近藤忠孝君　そこで、これはこういう問題に詳しい弁護士さんが書いた論文ですが、このいわゆる整理屋の場合には、整理屋と高利金業者、暴力団、これは三位一体の関係にある。まず整理屋みずから、傘下の高利金業者が割り引いた手形が不渡りになると、すぐ倒産企業に乗り込んで、後は暴力団が威力で一般の債権者を排除する、あるいは社屋を占拠して、倒産会社が持っている売掛金の回収などを開始するというのが大体常套手段だ。それからさらには、パッタ屋などというブローカーなども使う。さらに、この整理屋自身その手形を持って債権者として乗り込んで、倒産企業の経営者に対して徹底的な追い込みをかける。一方では、企業の側の全権代理人になってしまふ方法とか、そして債権者集会を牛耳っているやうな、こんなやうな手口が書かれておりますが、大体警察の方でつかんでおられる手口もこんなものでしょうか。

○説明員（漆間英治君）　大体おっしゃるとおりでありまして、初めは、債権者として乗り込んで債務者側と対立するようなやうな形が多かったわけですが、最近では、むしろ倒産整理そのものを請け負うという形になりまして、債務者側である会社の社長を取り込んでしまつて、その上でいいようにその会社を食い物にする、やういふ形態のものがふえつつあるというように聞いております。

○近藤忠孝君　これに対する警察の対応については、先ほど各県警に担当者をおくというお話でし

たが、これは大体もう全部配置されたんでしょか。

それから、配置が県警本部の段階か、警察の段階までいっておられるのか、その陣容はどうなっているか。

○説明員（漆間英治君）　県警本部には、先ほど言いましたように、暴力団対策主管課に警部クラスのを担当するとして配置いたしております。

（理事藤原房雄君退席、委員長着席）

それから、各署には担当者ということで、これは刑事課の中の比較的民事関係に明るい者を指名いたしておりますが、それぞれ一名以上指定するやうにということでごさいますから、千二百教署でございまして、これは千二百何人かいるはずでございまして、そのほかに、警察庁にいわば対策センターというところで、これは暴力団担当の課長補佐が業務をいたしておりますが、全国的にいろいろ問題のあるところについては警察庁の方で相談をしつつ、問題の解決を図るという体制をとっております。

○近藤忠孝君　長らく警察では民事不介入の原則がありまして、いろいろわれわれが要請してもなかなか出てきてもらえなかったんです。今回、こういう担当者を置いてもらったことは、大変結構なことと高く評価するものですが、そうしますと、これは警察とすると、いままでの民事不介入の原則を、その態度は変えた。相手は一定の限度はあると思ひますね。労働運動やその他の市民運動に介入してはいけませんけれども、相手が不法に債権を取り立てるとか、やういふ一つの類型のものに対しては積極的に関与して善良な市民を救済する、やういふ立場に立ったと、こうお聞きしていいんですか。

○説明員（漆間英治君）　民事不介入の原則というものは、今後も厳然としてあるわけでありまして、この領域に限って民事不介入の原則をかなぐり捨てたというのでは決まてないわけでありまして、ただ従来、ともするとこの民事不介入の原則がございするために、民事問題がらみの刑事事

件についての警察の対応が若干いろいろと市民から批判を受ける面がある、やういふやうな反省の上に立つて、市民が現実には暴力団の恐怖におびえている場面、警察が何らかの力に力になれないやうなことではいけないのではないか、やういふことと積極的に取り組んで、事件になるものは事件として処理していくべきではないか、やういふこととでございまして、もともと事件にならないものに警察が取り組むということでは決してございせん。

それともう一つは、民事不介入の原則と申ししましても、暴力団が一方の当事者となった場合に、二つのケースがあるわけですが、暴力団であつても、一般の私人としていわゆる市民生活を営んでいく上ではあらゆる民事活動が付随することは当然でございまして、それについてまで私どもがとやかく言うことでは決まてないわけでごさいます。

先ほど申し上げましたやうに、私どもが問題とするこの種の事案というのは、あくまでも暴力団員が暴力団としての組織的な威力なり、あるいは潜在的な暴力性を背景にこの種の問題に臨んだ場合について、私どもが監視の目を光らしていこうというところでございまして、その面につきましましては、私どもは必ずしも民事不介入の原則とは矛盾しないというやうに考えているわけでごさいます。

○近藤忠孝君　そうすると、こう理解していいわけですね。いままでは外形的に民事だという面がある、中に刑事事件があつてもなかなか踏み込めなかった。しかし、これからは中をよく見てみて、そして中に刑事事件というものがあれば積極的にそれをつまみ出していく、やういふ方針と、こう聞いていいんですか。

○説明員（漆間英治君）　おおむねそのとおりでございまして。

○近藤忠孝君　そこで、弁護士会の方でもこれはほうっておけないこととすし、大体弁護士自身が、倒産事件に関与しますと、この問題に一

番直面いたしましたして大変苦慮をいたしましたというところで、弁護士会の中にも民事介入暴力団対策特別委員会というのがございまして、これは警察庁とも懇談会を持つた、こう聞いております。この種の協議事項と、そして協議されたことを恐らく実施に移してらつておると思ひますが、その内容について御報告を願ひたいと思ひます。

○説明員（漆間英治君）　この問題につきましましては、日弁連の方でも大変深い理解を示していただきました。本年の暮ごろに日弁連独自に、やはりこの問題の対策委員会を設置されたやうに伺っております。その後、それを受けまして、四月十八日に警察庁の刑事局長を初めとする幹部と日弁連の会長以下幹部の方々と第一回の懇談会を持ちまして、この種の問題についての対応を深めるために互いに一層連携を密にしやうという話し合いを持っております。

その後、日弁連の方で独自に対策を御検討されまして、去る十月の七日に日弁連の会長名で警察庁長官に對しまして、文書で、この問題については警察と密接な協力を必要とするのでよろしく頼むという趣旨の協力依頼の要請がございました。それを受けまして、十月二十日に日弁連の事務総長以下の方々、それから私どもは私以下のこの問題の担当者、いわゆる実務者レベルの会議を設けまして、今後この問題についての窓口をどうするか、どのやうに連絡をとり合ひながら進めていくか、やういふ内容を話し合ひながら、現に作業を進めつつあります。

また、日弁連としても、これに先立ちまして各傘下の単位弁護士会でごさいますか、それに対してそれぞれ原則を示しまして、救済センターというものを設けて対処するやうにやういふ趣旨の恐らく話が流れていっていると思ひますが、それを受けまして、各県においても各県の弁護士会と各県警の間で同様な話し合いが過去に行われております。それから、それが完了しますと、一応日弁連との間にこの問題についての協力

体制が確立する。

私どもとしては、この問題を処理していく上で、警察は刑事事件になるものについては対処することができず、純粋民事事件というもののつきまちは、先ほど申し上げましたようなことでございますので、やはりこれはその段階で弁護士さんにお任せすべきではないか。従来のように、その段階で警察は民事事件だからだめで、弁護士さんに統一的な窓口をつくっていただきまして、その問題についてはここに付きまといと、言って親切な指導ができるような体制をつくりたいということ、弁護士さんと話し合せてまいりました結果が、以上申し上げたような経過であり結果でございます。

○近藤忠孝君 その方針が徹底しましてうまくいっている例が、愛知県のようにですね。愛知県では県警内にチームができてまして、弁護士会の方から要請があるとすぐ来てつかまえてくれるということで、これは弁護士さんも大変感謝しております。それから、札幌でも警察がすぐ来てくれるようになったということで、これも大変いい面だと思います。ところが私、調べてみましたら、京都では呼んでも来てくれないというのです。傷害にならなやだめなんです。しかし、この種の事件で傷害になったら、もうすでにこれはこちらの方は屈服して、まいったところですね。

ですから、この点で、まだ徹底しているところとしないところとあるんですけれども、これはもう全部に進んだ例を大いに紹介し、全体をそのレベルに達するように、こういう御指導は願えますか。

○説明員(澤間英治君) ただいまの京都の例がいつごろの例であるかあれですが、私が聞いているところでは、十月一日の日に弁護士会と京都府警の担当者との初会合を開きまして、この問題についてはそれぞれ担当窓口を決めて、いまのような問題が起きたときにどう対応するかということ、そういう窓口を通じてやるようにしよう

ということ、話し合いがついたと聞いておりますので、恐らくそれ以後にそのような事態が起こっているとはちょっと考えられないわけでございますが、そういう問題を解決するために、お互いの連絡窓口を決めようじゃないかということ、やってきたわけでありまして、よく時期をお確かめいただきたいと思いますが、恐らく現在はそういう状態は改善できていると思います。

各県においても、その趣旨に従って各県ごとに話し合いをして統一窓口を決めて、そういう問題についての対応に遺憾のないようにしていきたいということでございます。

○近藤忠孝君 これは、私は一昨日、京都弁護士会で副会長二名に会って聞いてきたことで、最近でもまだ警察がすぐに動いてくれない、こういう事態があるということですので、これはひとつ積極的にお願したい、こう思うんです。

そうしますと、全国的に見まして、一応弁護士会側からの要請があれば積極的に対応できる、しかも速やかに対応できる、こういう方針で進んでおり、それがだんだん実行されると、こう伺ってよろしいんですか。

○説明員(澤間英治君) 基本的にはそのとおりでございます。

ただ、一言、念を押しておきたいことは、個々の弁護士さんから直接警察署にありまして、必ずしもうまくいかないケースが多々ございまして、ですから、この統一窓口を必ず通じていただくように、弁護士会の方も弁護士会として要請いただくように、そういうこととお話し合いをいたしておるわけでございます。

○近藤忠孝君 そうしますと、今度は警察の方の担当者、弁護士会の方の担当者、常時連絡をとる、そういう体制になるということですね。

そこで、以上のことを前提にして裁判所とそれから法務省にお伺いしたいんですが、これはやはり弁護士会とそれから警察に任せておくべき問題じゃないかと、私はこう思うんです。裁判所も検察庁も、これはその地位や権限、また強力な組織で

すね、それから見まして十分対応できるし、またもう一步踏み込んでいただく必要がある、こう思います。

そこで、これはまず検察庁の関係ですが、京都の弁護士会では最近、京都ではずっと交通事故の示談屋と称して介入して暴利をむさばると。京都がその発祥の地と言われているのですが、そういうことから弁護士会で調査をいたしました、そして数名の者について、これは告発ではなかったけれども、協力要請をして、実質資料を提供して、そしてこれは非弁活動、要するに弁護士法違反として捜査をお願いして、そのうち二名が起訴されたというので、成果が上がっております。

ですから、弁護士会でもそれなりの努力をしておるんですが、ただ、ずっとこの問題に關与する弁護士さんに会って聞いてみますと、検察庁の弁護士法違反に対する対応が少し甘いんではなからうか。なかなか弁護士法違反として起訴してくれないと、こういう話がよく出てまいるんです。この点で、先ほど来ずっと出てきたようなことを前提にして、検察庁ないし法務省としてどうお考えか、伺います。

○政府委員(前田宏君) 最近、お話しのように暴力団の關係者が、まあ民事紛争と申しますか、そういうものに介入しているのと不法なことをやっていると、こういうことは検察当局も承知しているところでございます。先ほど来お話ししたとおり、そういう民事介入に伴う刑事事件につきましては、従来からもうだいたいと思っておりますけれども、一層厳正な態度で臨みたいというふうな考えをおるわけでございます。

いま具体的な弁護士法違反の問題でございますが、別に態度として甘いとかいうことはないはずでございますが、御案内のとおり弁護士法違反になるかどうかというところは、やはりいろいろとむずかしい証拠の問題もございまいし、そういうことで証拠等の關係から起訴できない場合もあるいはあるかと思っております。方針といいますが、態度といたしまして、甘くするということな

ことは考えていないわけでございます。

○近藤忠孝君 暴力団が入ってきますと、これは類型的になってきてまして、私は証拠なども集めやすいと思うし、だんだん起訴もしやすくなってくるだろうと、こう思いますので、ひとつこの点は特段の努力をお願いしたいと思っております。

それから、もう一つ検察庁に要請したいことは、どうしてもこういうものに關与する人間は知能犯なんですね。警察官がつかけていきましても、逆に言い負かされて帰ってきてしまふというやうな例が、これは実際いままであつたと思ひますし、また、これからはあり得ると思ひます。

そこで、私はこれは法務省と検察庁両方に要請したいんですが、こういう場合は警察を呼んで、警察が帰ってしまふと、被害者にとってはもうよい大変なんです。なぜ警察を呼んだかということ、締め上げられますし、警察を呼んだけれども頼りにならぬということで、これはもう絶望が二重にも三重にもなりまして、屈服しなくてはならないものが屈服してしまふと、こういう事態になるわけでありまして。そこで、この点については、一つは、強力なる指導体制を検察庁もひとつ法律の専門家として乗り出していただきたい。そしてさらに、警察に任せず検察庁が直接こういうものにや

つぱり出ていく必要があるんじゃないかというの、法務省関係です。それから、警察庁では、これは直接の担当者をふやすということが一つの対応策だと思ひますが、口で言い負かされて帰ってくるんじゃないかという点で、やはりその面の教育、指導、そういう点でもこれは充実してほしいと思ひますが、いかがでしょうか。

○政府委員(前田宏君) 御指摘の点はごもっともだと思いますが、先ほど来警察の方からも御説明がありましたように、警察当局におかれましてはそういう専門家のいますか、その方面に明るい人を特に専門の担当官ということで配置しておるというやうな状況でございますので、警察でもそ

の点が賄える面が多々あるのじゃないかと思えますけれども、御指摘のように、民事的な法令の適用とかいろいろと法律上の知識が必要な場合もあるうかと思いますので、そういう点につきまして、警察とも十分御協力申し上げて、遺憾のないようにしたいと思います。

○説明員(漆間英治君) 現実的な事態に遭遇して、これを刑事事件として構成できるかどうかという点については、個々の場面で検察庁と協議しながら、お知恵を借りながら処理をしていくことは、いまでもそうございまして、今後もそうでございます。

それから、担当者の教養の問題につきましては、私どもも実はその点を一番考えているわけでありまして、去年この問題を発足させましたときに、ことしの二月にその担当官に命ぜられました警部さんたちを集めまして、まずどういう方針で臨むか、今後の段取りをどうするかというふうなことをやりまして、それと同時に、できるだけ多くのこういう問題に精通した係官をつくるような養成計画というのを示して、教養するように話をしております。

これは御承知のように教育のことでございますから、急に効果があらわれて、一日にしていままで処理できなかったものが処理できるようになるということではございませぬけれども、徐々に恐らく効果を上げてくるであらうと思っております。それが効果を上げてきますれば、この問題についての対応もかなり警察も習熟をし、国民の御期待にもこたえられるようになるのではないかと、いうように考えておりますので、もししばらく時間をおかしいただきたいというふうに考えております。

○近藤忠孝君　もう一つ、これは檢察庁に要請ですが、私たち見ておって、暴力団の親分とか、あるいは幹部に対する捜査や起訴の基準あるいは求刑の基準がやはり少し甘いんじゃないかと思うんです。一つは、たとえば暴力団同士の殺人になりますと、相手が相手だということでどうしても軽

いんですね。それから、チンピラに比べて總体的に親分や幹部の方はいろんな点に手を伸ばしていますし、ほとんど関与しているんですが、実際に訴事実なんか見ますと、かなり起訴事実から抜けているんです。チンピラというのは大体個々に担当したところだけ、たとえば女性をトルコへ送り込んでやっているということになると、その部分は完全に起訴されますけれども、そういうことをたくさん指導している幹部になりますと、それが幾つか落ちている。

私も、實際弁護を担当してそういう事例にぶつかったものですから、検察庁に率直に申し上げたんですが、そういう例がやっぱりあるわけですね。そして、最終的に求刑基準がどうも低いように思うんです。この点を、もっと求刑基準を上げるとか、こういうことはやっぱりできるんじゃないかろうか。

というのは、私はこれは實際現場の警察官に聞きましたも、せっかく苦勞して逮捕して検察庁に送っても、いつの間にか出てきているというのですね。あるいは保釈で出ていたり、あるいは実刑食つても比較的早く出てきておつてがっかりするという、こんな話を聞くことがありますけれども、これについていかがでしょう。

○政府委員（前田宏君） 暴力団の關係者につきましては、特段に求刑基準というようなものを設けて
いるわけではございませんが、一般的に申しまし
て、むしろ暴力団の關係者が関与します事件は、
それだけに内容も悪質なものが多いわけござい
ますので、そういう観点から処理もむしろきつ
くなっているというふうに私どもは考えておるわ
けでございます。

ちなみに、たとえば暴力団関係者の起訴率等を見ましても、全体の起訴率が六四％ぐらいでございますのに暴力団関係者の起訴率は八五％ぐらいである。また、公判請求の率も、全体では四七％ぐらいであるのに暴力団関係は七八％余りであるというような統計もあるわけでございまして、そういうことからもおわかりのように、方針とい

ますか、態度といたしましては、厳正に臨んでい
るつもりでございます。

ただ幹部の方についてなかなか起訴されない場合があるのじゃないかという御指摘もあったわけでございますけれども、やはり実際の実行行為をやった者とその背後にある者ということになりますと、共謀関係でありますとか、そういう点での証拠の問題もあるわけでございます。しかし、この問題に限らず、警察も同様だと思いますけれども、検察当局といったしましても、表面的な捜査に終わらないように、その背後にあるものを追及するようにということは毎々申しているところでございます。

○近藤忠孝君　そこで裁判所の方ですが、裁判所が直接関与するのは、先ほど申し上げたとおり時間がかかるという点で、その点では民事執行法、これは十月一日から施行されましたので、かなりな改善がされると私は思っております。そこで、それをこういう観点から実効あらしめるためにどういう運用の方針であるか、それを御説明いただきたいこと。

それから、實際現場では、競売の場にいわゆる暴力団が来てほかの人が排除される、こういう問題がありまして、執行官などは恐らく身の危険をずいぶん感ずる。中には、そういう中でとうとう向こうのとりこになってしまうというようなこともあるわけです。今回の民事執行法六条あるいは六十五条などでは、警察との関係がずいぶん密接に書いてありまして大変結構だと思ふんですが、こういう状況の中で、私はそういう執行官などの安全を守り、そして実際暴力団をそういう場から排除していく。そういう点で具体的な方策、これをお聞きしたいと思ふんです。

それからもう一つは、これはこういう面では弁護士会とも協力態勢をひとつ大いにとるべきだろう。現に和歌山弁護士会では、弁護士の方がこれはもう積極的にこういう競売に大に関係しているところと、こういうことで申し合わせいたしまして、積極的な取り組みをしておるわけです。こういう点で

の裁判所の対応していくお考え方、これをお聞きしたいと思います。

○最高裁判所長官代理者(西山俊彦君) 民事執行法の六十五条によりまして、執行官に競売の場所の秩序維持、要するに競売場の秩序維持の権限が与えられることになりました点が、従前の執行手続と非常に大きな違いをなしておるわけでございます。

この内容を申し上げますと、一定の人間について入場制限、退場命令あるいは買い受け出しの禁止といったそのどれかの措置をとることができるといふことになっておりまして、その一定の悪質な人間と解されている、示されている者としては、一が「売却の適正な実施を妨げる行為をし、又はその行為をさせた者」、二が、他の民事執行手続の売却不許可決定においていま申し上げたようなものに該当すると認定された者、それから三番目が、民事執行手続の売却に関して談合罪、封印被棄罪、強制執行免脱罪等の有罪判決を受けた者、こういう者が対象になっておるわけでございます。

この法の規定を活用するために、最高裁の事務総局民事局といたしましては、これらの者のリストを全国の裁判所からの報告に基づいて作成いたしました。これを各裁判所と執行官に配付しております。執行官といたしましては、このリストに登載された者であるかどうかということを確認するために、競売場に参集した者に対して身分に関する証明を求めることができるように、最高裁規則であります民事執行規則において定めてございます。

それから、新しい手続になりました。一番特色といたしましては、従前の競り売りに対しまして入札を原則としたということですが、入札の場合でも、やはり暴力団の介入が避けられないという点もございますので、その中では新しい制度といたしまして、民事執行規則におきまして期間入札という制度を採用いたしました。これは郵便で入札書を送ってき、あるいは保証金を送って

くるといふことで、一定の期間内に入札をさせて、裁判所におきましては開札の期日だけ開くといふことになりす。

これによりまして、買受け希望者がお互いに顔を合わせることを機会を少なくする、結果として暴力団の介入の防止にも役立つのではなからうかといふふうに考えておるわけでございますが、新制度になりましてから多くの裁判所ではこの期間入札を活用するといふ予定でございまして、特に東京地裁、大阪地裁におきましては、新法事件につきましては全件、期間入札を実施するといふことを予定しております。

なお、これは従前からの処理体制でございまして、暴力団の介入が目につくようになってきたといふこともございまして、執行官の監督官であります裁判官とか、監督補佐官である書記官が常時競売場に臨場して暴力団の介入を防止するように努めておりますし、そのほか警備担当の職員等を競売場の内外に配置して監視をする、それから非常に介入の危険が強い場合には、警察官の協力を要請するといふような方策を講じておるわけでございす。

それから、ただいま御指摘ありましたように、和歌山県におきましては、弁護士会がそういう民事介入暴力を避けるために、積極的に代理人として競売に参加していただくという方針をお立てになつておるようであります。裁判所としてもそういう方針は非常に歓迎すべきものというふうに考えておるわけでございまして、従前はやもすれば弁護士さんが競売の実際からは遠ざかつておられたわけでございまして、積極的に参加していただけることが望ましいといふふうに考えておるわけでございす。

○近藤忠孝君 時間が来たので、それとまた、民事執行法はこれからいよいよ施行されるわけで、果たして立法の趣旨が生かされるかどうかこれからだと思ひますし、そういう事態を見て、これから私はときどき取り上げていきたいと思つております。

最後に大臣、以上のような問題で、大体法曹三者と警察も含めて同じ方向をいまずと歩んでおるんですね。こういう中で、特にやっぱ私は法務大臣が積極的に進めるといふ決意が大変大事だと思ひますけれども、その点いかがですか。

○国務大臣(奥野誠亮君) 暴力団のことについてだんだんのお話でございまして、法の支配が力の支配に置きかえられていくことだと思ひます。法の支配が暴力の支配に置きかえられる、法治国家としてはあるまじきことだと、こう考えるわけでございまして、何事よりも特に法治国家の秩序を維持する責任者は力を入れていかなきゃならない。

いま三者からそれぞれ御答弁申し上げましたように、力を入れていくつもりでありますけれども、今後さらに努力をしていくようにいたしたいと思ひます。

○市川房枝君 私は、いまこの委員会が議題となつております裁判官及び検察官のベースアップの法案に賛成するものです。一般の公務員のベースアップがあれば、当然裁判官、検察官のベースアップもあるべきだと思ひますから。

ただ、裁判官及び検察官は、法の厳格な施行に努力していただいておりますが、一方、被告あるいはその家族あるいは国民一般から見ると、冷酷で血が通つていないと思われようなケースもたまにあることを遺憾に思ひます。その一例として、この機会に再審の問題について、最高裁及び検察当局に若干の質問を申し上げたいと思ひます。

第一に、最近十年間ぐらいでよろしいが、再審の申請の件数がどれくらいあつたか。そのうち、再審開始の判決のあつたのがどれくらいか。

さらに、その結果、無罪になつた件数がどれくらいあるのか、それを伺いたいと思ひます。

○最高裁判所長官代理者(柳瀬隆次君) 最近十年間ということでお答えしたいと思ひますけれども、資料の関係上、昭和四十四年から五十三年までの十年間ということにさせていただきます。

存じます。

この十年間におきまして再審請求事件の新受人員は九百九十九人、既済人員は九百九十九人、そのうち再審開始決定のあつたものは二百九十九人、これは率にいたしますと既済人員のうち三三・二%となつております。

次に、同じく最近の五十三年まででございますが、十年間における再審開始決定のあつた事件につきましてその後の終局結果でございまして、十年間に終局した人員は二百九十九人ございす。その終局結果を見ますと、控訴棄却となつた者が三人、残り二百八十七人はいづれも無罪という結果になっております。

以上でございす。

○市川房枝君 いまの数字を伺いますと、再審開始の判決があり、そのうちの大多数が無罪になつてゐるみたいですね。ただ、私が聞いているのは、再審開始の判決があつても、そのすぐ直後に検察が抗告をなさる。そうすると、もう一遍初めからやり直してあつて、それに数年またかかる、そういうことでストップさせられる。せっかく本人あるいは家族は再審開始になつたといふことで喜び希望を持つても、そういう場合が少なくないと言われているんですが、それはいかがですか。

○政府委員(前田宏君) ただいまのお尋ねに対するお答えの前提といたしまして、一言申ささせていただきます。再審開始の判決があつても、私どもで調べてみます限りで、たとえば昭和四十九年から五十三年までの五年間、再審の開始決定があつたのは百六十五人でございすけれども、その中で、むしろ検察官の方から再審の申し立てをしたものが多岐にわたつてございす。数字で申しますと百五十七人でございまして、逆に本人側から申し立てのあつたのが八人でございすから、パーセントで申しますと、約九五%がむしろ検察官の方から再審の申し立てをしてゐるというふうな状況にあるわけでございす。

冒頭、市川先生から、検察官の方で冷たい点があるのじゃないかといふような御意見もございしたけれども、私どももいたしましては、常に無実の者を罰していかぬという精神を持ちまして、いま申し上げましたような数字にもあらわれておりますように、検察官側の方から進んで申し立てをしてゐる場合も多いわけでございす。

ただ、いまの内容は、大半がいわゆる身がわり事件、つまり交通事故等犯罪で身がわりを立てまして罪を免れるといふような場合が多いわけでございす。片や本来の犯人でない者は再審で無罪にするといふようなことになつておるわけでございまして、もともと無実な人が罰せられたといふわけではないといふことも、御理解を賜りたいわけでございます。

それから、お尋ねの裁判所で再審の開始決定があつた場合に、検察官側で不服を申し立てて、せっかく開始決定があつてもその効果がないのじゃないかといふような御指摘であつたと思ひますけれども、検察側といたしましては争つて争つて争つてはございせん、開始決定がありましては、場合に、特に争わない場合もございません。ただ一方、検察官といたしましては、公益の代表者といふような立場にもあるわけでございすので、再審決定がございまして、その内容につきまして納得できない点があるという場合には、さらに上級の裁判所の判断を求めるのが適当であるといふ場合もございすので、そういう場合には、それぞれ法律上定められた手続によりまして不服を申し立ててゐると、こういうことでございす。

○市川房枝君 いまの御答弁ですと、再審開始決定があつた後、検察側が必ずしも抗告はしてないといふ、こういうことを伺つたんですが、私が聞いているのは、抗告がすぐ、あるいは一日か二日の間にかなりされておるというふうな言われおるんですけれども、それは間違ひでしようかね。

○政府委員(前田宏君) 数字的な統計を持つておりませんが、著名事件で申しまして、た

たとえば加藤老事件と呼ばれているような事件、あるいは弘前大学の教授夫人の殺害事件等につきましても、それは弘前大学の開始決定がございました場合に不服を申し立てていないわけでございます。

ただ、先生が御理解になっておりますように、最近、三件ばかり著名な事件で再審の開始決定がございました。それにつきましては、先ほど申し上げましたような、それぞれケース・バイ・ケースでございますけれども、検察官側としてはやや納得しがたい点があると、むしろそこでその決定を確定のものにするよりは、上級審のさらに慎重な判断を仰いだ方が適當であろうと、こういうことで申し立てている場合があるわけでございます。

○市川房枝君 再審開始までには、裁判所で相當の期間、それには検察官も入って審理をし、そして結論として再審開始になった場合に、それに対して検察の方が異議を抗告して、そうしてもう一遍上級の裁判所で審理をし直すということですね。そうすると、またそれで何年かかかるということですが、まあ私は法律に暗い素人ですけれども、一応再審開始するかどうかということでは相當の期間かけて審理を終えたものを、それを検察の方が不満だとしてするというものですね。それで、これは検察の方では御存じでしょうけれども、西ドイツでは一九六四年に再審法の全面的な見直しをして、そして検察にいわゆる抗告権といいますが、それを与えないということになったというふうに聞いておりますが、それは事実でしょうか。

○政府委員(前田宏君) 先ほど申しておりますように、裁判所の一応の判断があつたわけでございますから、それはそれなりに尊重すべきものと考へておりますが、中には、さらに上級の裁判所の判断を求めた方が適當であろうというものもないわけではないというふうに、御理解を賜りたいわけでございます。

確かに、無実の人を罰していかぬことはそのとおりでございますけれども、反面、刑事責任のあ

るべき者がそれを免れるということがあつてもいかぬわけでございますので、その両面の調和をとりながら適當な措置をとるべきものと、かように考えているわけでございます。

なお、いま西ドイツの法律の改正のことにお触れになりましたが、もともと西ドイツの刑事訴訟法では、むしろ被告人に不利な場合の再審も認められていたわけでございます。これは日本の刑事訴訟法でも戦前はあつたわけでございますけれども、戦後はそういう制度はなくなつたということで、再審制度そのものが大分基本から違つておるわけでございますので、直ちに日本の場合に当てはまるかどうかというふうには言えないのじゃないかと、かように考えております。

○市川房枝君 私は、裁判官も検察官もいいますとか、神様じゃないので、やっぱり間違ひということはある。だから、裁判の結果、いわゆる無実な者を有罪と間違つてしまったということは、これは認めなくちゃならぬと思うんですが、ただ、しかしそれを認めると、結局は裁判官、検察官が間違つていたということを明らかにするわけなんです。それで、それを裁判官なり検察官としては非常に不名誉といえますか、あるいはいやだということでも、いままでのこれは私の受けた印象ですけれども、再審ということに対して非常に厳しいというか、あるいは非常に冷感だともいいますように、か、そういう扱いをされてきている。

ただ、最高裁が十年ぐらい前にでしたか、再審についての新しい見解を発表してから少し変わつてきたとは思つておるんですが、だからもう一つと再審を、私はやっぱり間違つていてと本人が言うというか、そういうものはもう受けて、そして親切に再審をする。そして、開始と決定するのは、やっぱりその裁判では誤つていたかもしれない、だからもう一遍審理し直す必要があるということの意思表示なんだから、私はやっぱりそれを重んじて、そして検察の方、また上の方へそれを抗告するということは、そこまでする必要はないというか、同じことをまた繰り返すというか、さ

つき言いましたように、被告なり、あるいはその親族なり一般の国民から見ると、どうもその点がちよつと納得できないように思ひますけれども、いかがですか。

○政府委員(前田宏君) 同じようなお答えになつて恐縮でございますけれども、もちろん裁判所の一応の判断が示されたわけでございますから、それはそれなりに尊重すべきものと、かように考えております。決して無実の者を罰していいということを考えているわけではございません。

先ほど冒頭で数字を申し上げたわけでございますけれども、検察官側の方からやはり客観的な事実に向ふべきものというふうに思ひました場合には、進んで再審の申し立てをしておるということからも御理解を賜りたいわけでございます。

制度上、即時抗告でありますとか、あるいは異議の申し立てでありますとか、そういうことができる道は開かれておるわけでございます。検察官側といたしましては、いまのような御意見も十分念頭に置きながら、また、裁判所の開始決定といふものはそれなりに十分尊重しながら運用に当たつておるわけでございます。それでもなおかつ、たとえば地方裁判所の判断では若干納得できないという場合に、高等裁判所の判断を求めた方がいいのじゃないか、あるいは高等裁判所の決定についてさらに場合によっては最高裁の判断を求めた方がいいのじゃないかというふうに思われるものもないわけではないわけでございますので、そういう場合にはそれなりの措置をとらしていただいているというふうに、御理解をいただきたいわけでございます。

○市川房枝君 私は、実は徳島のラジオ商殺し、皆さん御存じですが、その事件で早くからこの被告の富士茂子氏を支持して、それに關連しての運動を多少してきた一人でございます。

富士さんは、十三年の刑期を終えて出獄をしましたが、服役中から自分は夫を殺してはいないと主張し続け、出獄してから一昨年は第五回目の再審を申請している。そして、徳島の地裁でもつて

審理中に、昨年死亡いたしました。その後、兄弟姉妹がその訴訟を引き継ぐことを許されて、いま引き續いておるわけですね。それで、ようやくこの十二月の十三日に再審を開始するかどうかの判決が徳島地裁から下されることになっております。

新しい資料が幾つか出ておりますし、私も今度は開始するといふ判決がいただけるだろうと思つてはいますけれども、それとまた同時に、みなければわかりませんが、仮に再開するといふ判決がありまして、さつきから申しましたように、検察があるいは一日か二日のうちにすぐ抗告をするというケースをいままでも私としては大分聞いているんですが、そうすると、また何年か引き續いていくことになり、そのことを私どもは心配をしているものでございます。検察が抗告しないようにしてほしいとこれは折念しておりますけれども、どういふことになるかはつきりわかりません。

この問題は富士さん個人の問題でなく、私はほかのこういうような場合にも、さつき申しましたように、抗告はしないようなふうに法の改正があり、あるいは運営の上でそういうことにしたいだければ、一般の国民としては納得がいくんじゃないかと思ひます。これについては、法務大臣から御答弁いただきたいんですが。

○國務大臣(奥野誠亮君) 再審の申請ということ、まことに深刻な問題だと思ひます。したがって、再審の申請がありまして場合に、それを許可するか許さぬか裁判所で判断されるわけでございますけれども、それにつきましても細心の留意がなされて決定されると思ひます。また、その決定に對しましても検察がどう扱うか、やはり深刻な課題であり、細心の留意の上で決定されたというところを踏まえて検察の態度も決まなければならないと、こう存じております。

○市川房枝君 續いて簡単に、いま有名になつております所沢の富士見産婦人科病院のことについて、被害者の婦人たちが陳情を受けておりますので、法務、厚生当局に對してちよつと伺いたい

と思います。

まず、法務当局に伺いたいのは、北野理事長の政治献金のことです。齋藤前厚生大臣は、北野から大臣就任お祝いとして厚生省の大臣室で五百万円もらったことを御本人が承認し、大臣をおやめになりました。しかし一般国民は、一体それだけでもうすぐ済んだのか、それでいいのかと、こういう疑問を非常に持つておりまして、私もにもいふんという意見が寄せられております。

いろいろな問題がありましようけれども、特に政治献金の問題について申しますならば、現在の政治資金規正法によると、個人が政治献金をもらった場合、届けなくてもいいんですけれども、もう金額は百五十万円までという規定が、新しい改正された政治資金規正法に載っております。だから、齋藤氏の場合、政治資金規正法違反だということだけははっきりしておりますけれども、それは検察の方ではどういうふうにお扱いになっていられるでしょうか。

○政府委員(前田宏君) 富士見病院の事件につきましては、御案内のとおり医師法違反ということで捜査をし、起訴もし、また、さらに継続して捜査が続けられておるわけでございます。

いま御指摘のいわゆる政治献金と申しますか、その点につきましては、もちろん念頭に置いて警察当局は捜査をしておると思えますけれども、まだ警察がそういう関係の捜査と申しますか、検討している段階でございまして、まだ検察庁の方に送致がないということもございまして、詳細につきましては私も承知してないわけでございまして。

○市川房枝君 いま一つの疑問は、あのときは五百万円だけれども、もっと前にも金を出しているの、それがやっぱり何か便宜を与えてもらおうというのか、一種の賄賂性があるんじゃないかというのを、これは一般の常識として考えるんですけれども、その点は検察の方でもお調べになっているのかどうか、お調べになってどういふことにな

っているか、ちょっと伺いたいと思います。

○政府委員(前田宏君) 先ほども申しましたように、そういう点がいろいろ取りざたされているわけでございまして、現地の埼玉の県警の方で、警察の方でいろいろ面から検討しているということ自体は聞いておりますけれども、その結果といえますか、どういふふうに対処かということにつきましては、まだ検察庁の方には話がないわけでございますので、現段階では何とも申しかねるわけでございまして。

○市川房枝君 厚生省当局にちょっと伺います。被害者の婦人たちが厚生省に伺いますか、あるいは厚生大臣に会ってこの問題についていろいろ陳情をしておりますが、その陳情したことは厚生省の方でどういふ対策をおとりになったか、それを伺わせていただきたい。

○説明員(小沢壮六君) 十月の二十二日に被害者の方々が大臣のところにお見えになりました、その際、四項目にわたります要望書をいただいております。

四項目につきましてそれぞれ申し上げますと、第一番目の項目といたしましては、被害者の方々の一番の不安というのは後遺症に悩んでおられる。したがって、その的確な検査の医療機関を公の手で決めてもらいたい。それから、あわせて国公立の病院に産婦人科の病床を増床してもらいたい、そういう内容でございまして。

この第一点につきましては、私も埼玉県とも協議いたしまして、所沢保健所を窓口にしたしまして、あの地区で最も信頼されております防衛医大という医療機関があるわけでございまして、御心配のある患者さん方につきましては、保健所が窓口になりまして、順次防衛医大で再検査をしていただく。その結果、異常があるという方々ににつきましては、さらに保健所と地元医師会が相談いたしましたし、かかるべき地元の医療機関で治療を受けていただく、そういう体制を整えていくわけでございまして。

それから、国公立病院についての産婦人科の増

床につきましては、一般的に国立病院あるいは公立病院におきましては、いわゆる診療科目をどうするかという問題は、地域の医療需要を勘案しまして、それぞれ適切に決めているわけでございまして、今後ともそういった形で、地域の医療需要としてこの診療科目が必要であるというふうなことがございましたら、それに応じた形で整備を進めてまいりたいと、このように考えておるわけでございまして。

それから、御要望の第二点目は、経済的な補償を何らかの形で国あるいは地方公共団体の手で行えないかという点でございまして。この二番目の点につきましては、私も、この事件の性格としまして、事件そのものは大変重大な事件だと考えておるわけでございまして、ただ、事件の形といたしましては、いわゆる一般の医療事故といいたうか、医事紛争と申しましうか、そういったものと同質の問題ではないだろうか。したがって、やはり基本的に、経済的な補償の問題につきましては医療法人たる芙蓉会と患者さんの間で一般的な、私法的な関係において解決されるべき問題であると、このように考えておるわけでございまして。

それから第三点目は、病院の理事長あるいは医師に対する行政的な処分を速やかにせよという点でございまして。この三点目につきましては、私も事実関係の全体像が明らかになった時点で、法に基づきます厳正な処分をいたしたいと考えておるわけでございまして、現在、まだ最終的に全体につきましても事実関係の解明が終わっておりませんので、事実関係の解明が終わる次第、法に基づいた厳正な処分をいたしていきたいと、このように考えておるわけでございまして。

それから第四点目は、医療機関に対する指導監督をさらに強化せよという点でございまして、この点につきましては、この事件の発生後、直ちに九月二十日付で、私も次官名で医療機関に対する指導監督の徹底についてという通知を出しておりますし、それからさらに十月に入りましたも同

じような趣旨で、医務局長名で全国の都道府県を指導しておるわけでございまして。さらに、ちょうど各県に医療相談コーナーというものを設けてまして、住民の方々からのいろいろな声をあわせてお聞きするというような態勢をとっておるわけでございまして。

それから、基本的な問題として、そういう医療機関に対する指導監督のあり方をどうするかということにつきましては、厚生省内に医療全般にわたります検討委員会のプロジェクトチームをつくっておりますので、長期的な問題につきましては、そのプロジェクトチームの中で検討していきたいと、このように考えておるわけでございまして。

○市川房枝君 いろいろ対策を講じていくくださるようで、それが具体的にどういふことになるかというところは、時がたつてまた伺いますけれども、私、被害者の人に会って特に心配しましたのは、いわゆる後遺症がある、あるいは子宮だの卵巣を取り除かれた人たちが、その後頭が痛いのだ、あるいは体がだるいのだ、あるいは夫婦生活がうまくいっていないのだとか、いろいろな事情を訴えられて、それに対して毎日ホルモンを注射しているという人もあり、いや、ホルモン注射をするのはよくないからと言われて迷っているのだ、一体どうしたらいいのなんというふうな質問もあります。

だから、そういう人たちの指導といえますか、さつきちょっとほかの病院に何か紹介してというふうなものもありましたけれども、それがうまくいっているかどうか、それはまだ私の方で確認はしておりませんけれども、それからその費用の問題ですね、一体いまだどこで補償をするのか。これは全体の問題と関連している問題があると思えますけれども、これは富士見病院の問題だけでなく、全国の医療に対するいままでもいろいろな患者からの訴えもありまして、そういうのに対して必ずしも対策がとられていなかったといううらみがありますけれども、さつき御答弁がありましたように、厚生省の方から各県に対してどうか、そう

いうコーナーを設けるといふことで、一応そういうものができまされども、それが実際に効果がありますように、ただ置いたというだけでなくて、ひとつこの上にも御努力をお願いしたいと思います。私、時間が参りましたので、これで終わります。ありがとうございます。

○委員長(鈴木一弘君) 両案に対する本日の質疑はこの程度にとどめます。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時五分散会

十月三十一日本委員会に左の案件が付託された。

- 一、民法第七百五十条の改正に関する請願(第五七〇号)(第六五五号)(第七〇〇号)(第七二六号)(第八〇一号)(第八五七号)
- 一、婦人差別撤廃のため国籍法改正に関する請願(第八八三号)
- 一、民法第七百五十条の改正に関する請願(第九〇九号)

第五七〇号 昭和五十五年十月十七日受理

民法第七百五十条の改正に関する請願

請願者 東京都杉並区阿佐谷北一ノ四三ノ五 須貝洋子

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第六五五号 昭和五十五年十月十八日受理

民法第七百五十条の改正に関する請願

請願者 東京都江戸川区西瑞江三ノ九 鈴木祥子

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第七〇〇号 昭和五十五年十月十八日受理

民法第七百五十条の改正に関する請願

請願者 東京都足立区青井四ノ一ノ九 奈良陽二

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第七二六号 昭和五十五年十月二十日受理

民法第七百五十条の改正に関する請願

請願者 東京都品川区二葉四ノ一ノ一八 瀬方 栗林茂

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第八〇一号 昭和五十五年十月二十一日受理

民法第七百五十条の改正に関する請願

請願者 東京都江戸川区東瑞江二ノ九ノ二 二松田ミツル

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第八五七号 昭和五十五年十月二十三日受理

民法第七百五十条の改正に関する請願

請願者 東京都板橋区大谷口上町一八ノ四 足立きくゑ

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第八八三号 昭和五十五年十月二十三日受理

婦人差別撤廃のため国籍法改正に関する請願

請願者 徳島県阿南市富岡町佃五五七ノ五 西野播子

紹介議員 小笠原貞子君

国籍取得における男女平等をなくすため、国籍法を改正されたい。

理由

七月十四日からコペンハーゲンで開かれた「国連婦人の十年中間世界会議」では、「婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の署名式と「後半期行動計画」が採択されたが、この条約の精神を尊重し、人口の半数を占める婦人の願ひにこたえ、国内法を改正するよう望むものである。

九〇九号 昭和五十五年十月二十三日受理

民法第七百五十条の改正に関する請願

請願者 東京都江戸川区篠崎町四ノ三九四 ノ一 小松光子

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

十一月四日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

別表(第二条関係)

判 事	区 分										報 酬 月 額
	最高裁判所長官	最高裁判所判事	東京高等裁判所長官	その他の高等裁判所長官	一 号	二 号	三 号	四 号	五 号	六 号	
一	一、五五〇、〇〇〇円	一、一三〇、〇〇〇円	一、〇三〇、〇〇〇円	九五〇、〇〇〇円	八五五、〇〇〇円	七五八、〇〇〇円	七〇八、〇〇〇円	六〇四、〇〇〇円	五二一、〇〇〇円	四七一、〇〇〇円	三八四、〇〇〇円
二											三一九、六〇〇円
三											二八八、二〇〇円
四											二六六、六〇〇円
五											二四六、四〇〇円

一、検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律(昭和二十三年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第十五条中「八十三万円」を「八十七万円」に、「六十七万七千円」を「七十万八千円」に改める。

別表を次のように改める。

副 検 事															
十 四 号	二 一 四 、 四 〇 〇 円														
十 五 号	一 九 九 、 五 〇 〇 円														
十 六 号	一 九 〇 、 八 〇 〇 円														
十 七 号	一 七 二 、 一 〇 〇 円														
十 八 号	一 六 四 、 六 〇 〇 円														
十 九 号	一 五 三 、 九 〇 〇 円														
二 十 号	一 四 七 、 五 〇 〇 円														
一 号	四 二 三 、 〇 〇 〇 円														
二 号	三 三 五 、 九 〇 〇 円														
三 号	三 一 九 、 六 〇 〇 円														
四 号	二 八 八 、 二 〇 〇 円														
五 号	二 六 六 、 六 〇 〇 円														
六 号	二 四 六 、 四 〇 〇 円														
七 号	二 二 七 、 七 〇 〇 円														
八 号	二 一 四 、 四 〇 〇 円														
九 号	一 九 九 、 五 〇 〇 円														
十 号	一 九 〇 、 八 〇 〇 円														
十 一 号	一 七 二 、 一 〇 〇 円														
十 二 号	一 六 四 、 六 〇 〇 円														
十 三 号	一 五 三 、 九 〇 〇 円														
十 四 号	一 四 七 、 五 〇 〇 円														
十 五 号	一 三 七 、 七 〇 〇 円														
十 六 号	一 二 九 、 七 〇 〇 円														

附 則
1 この法律は、公布の日から施行し、この法律
による改正後の検察官の俸給等に関する法律
(以下「新法」という。)別表検事の項九号から二

十号まで及び副検事の項二号から十六号までに
係る部分の規定は昭和五十五年四月一日から、
新法第九条、別表次長検事、東京高等検察庁検
事長及びその他の検事長の項並びに別表検事の

項一号から八号まで及び副検事の項一号に係る
部分の規定は同年十月一日から適用する。
2 新法の規定を適用する場合においては、この
法律による改正前の検察官の俸給等に関する法
律の規定に基づいて支給された俸給その他の給
与は、新法の規定による俸給その他の給与の内
払とみなす。

十一月七日日本委員会に左の案件が付託された。

一、民法第七百五十条の改正に関する請願(第
九一四号)(第一〇七〇号)(第一〇七二号)(第
一一一二号)(第一一六一号)(第一一八七号)

第九一四号 昭和五十五年十月二十四日受理
民法第七百五十条の改正に関する請願
請願者 東京都板橋区大谷口上町一八ノ二
太田百合子

紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第一〇七〇号 昭和五十五年十月二十八日受理
民法第七百五十条の改正に関する請願
請願者 東京都板橋区中台一ノ二八ノ一〇
常木荘内 中村修平

紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第一〇七二号 昭和五十五年十月二十八日受理
民法第七百五十条の改正に関する請願
請願者 東京都江戸川区篠崎町四ノ二八一
高橋タミ

紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第一一一二号 昭和五十五年十月二十九日受理
民法第七百五十条の改正に関する請願
請願者 埼玉県与野市鈴谷九五九 寺島恒
世

紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第一一六一号 昭和五十五年十月二十九日受理
民法第七百五十条の改正に関する請願
請願者 東京都江戸川区篠崎町五ノ八八ノ
一七 山崎佐矩子

紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第一一八七号 昭和五十五年十月三十日受理
民法第七百五十条の改正に関する請願
請願者 東京都豊島区池袋一ノ五四五 染
谷忠男

紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

十一月十三日本委員会に左の案件が付託された。
(予備審査のための付託は十一月四日)
一、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正
する法律案
二、検察官の俸給等に関する法律の一部を改正
する法律案

十一月十四日本委員会に左の案件が付託された。
一、民法第七百五十条の改正に関する請願(第
一二三二号)(第一四四七号)

第一二二二二号 昭和五十五年十月三十一日受理
民法第七百五十条の改正に関する請願
請願者 東京都江戸川区下篠崎町二、二〇
三 水野文弘

紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第一四四七号 昭和五十五年十一月六日受理
民法第七百五十条の改正に関する請願

請願者 川崎市中原区市の坪四 松木暢子
紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

十一月十五日日本委員会に左の案件が付託された。

一、民法第七百五十条の改正に関する請願（第一四八八号）（第一五三九号）（第一五五六号）（第一六三三号）（第一六八六号）
一、保護司関係費増額に関する請願（第一九一四号）

一、民法第七百五十条の改正に関する請願（第二二七〇号）
一、中華人民共和国よりの帰国者に対する国籍の取扱に關する請願（第二二七二号）

第一四八八号 昭和五十五年十一月七日受理
民法第七百五十条の改正に関する請願
請願者 埼玉県所沢市山口二、五四六ノ六 多摩湖ハウス内 坂本雅子外九名
紹介議員 中山 千夏君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第一五三九号 昭和五十五年十一月七日受理
民法第七百五十条の改正に関する請願
請願者 東京都豊島区千早町三ノ四〇ノ五 小田泰宏
紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第一五五六号 昭和五十五年十一月八日受理
民法第七百五十条の改正に関する請願
請願者 横浜市港北区菊名九一二 加藤実外九名
紹介議員 中山 千夏君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第一六三三号 昭和五十五年十一月十日受理
民法第七百五十条の改正に関する請願
請願者 東京都杉並区南荻窪三ノ一〇 阿部恵美外九名
紹介議員 中山 千夏君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

請願者 東京都杉並区南荻窪三ノ一〇 阿部恵美外九名
紹介議員 中山 千夏君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第一六八六号 昭和五十五年十一月十日受理
民法第七百五十条の改正に関する請願
請願者 東京都国分寺市東恋ヶ窪四ノ二ノ一〇 新見謙子
紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第一九一四号 昭和五十五年十一月十一日受理
保護司関係費増額に関する請願
請願者 東京都千代田区富士見一ノ一〇ノ一六 東京保護司会連盟内 奥田行朗
紹介議員 西村 尚治君
刑事政策としての更生保護、なかんずく保護観察事件の処理並びに地域社会の浄化に大きな役割を果たしている保護司に対し、国は保護司実費弁償金を支給しているが、その額は小額に過ぎ、保護司個人の犠牲は極めて大であるので、昭和五十六年度予算において、次の事項について実現を図りたい。

一、保護観察事件等の処理に要する経費を増額すること。（一億五千九百九十四千円増）
1 補導費（七千七百七十五千円増）
保護司が保護観察事件を担当した場合、現在一件につき一箇月最高三千五百八十円の実費が支給されているが、差し当たり最高三千七百六十円まで引き上げること。
2 環境調整費（三千八百四十四千円増）
刑務所、少年院等に収容されている者に対する仮釈放審理の適正を期し、仮釈放後の保護観察への移行を円滑にするために行う環境調整の費用として、現在一件につき七百円の実費が支給されているが、一件を処理するためには三回程度の居住予定地訪問を要している現状にかんがみ、少なくとも千五百円まで引き上げること。
二、犯罪予防活動協力に要する経費を増額すること。（三億四百二十五千円増）
保護司の犯罪予防活動に対し、現在一年五千五百円を全保護司の七十パーセントに支給する程度に過ぎないので、一人年一万円を全保護司に支給すること。
三、一人の保護観察官が百人以上の保護司を通じて事件処理に当たっているため、専門的処遇は、不可能であるので保護観察官を増員すること。

第二二七〇号 昭和五十五年十一月十二日受理
民法第七百五十条の改正に関する請願
請願者 東京都国立市北二ノ三二ノ七 田鶴栄子
紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第二二七二号 昭和五十五年十一月十二日受理
中華人民共和国よりの帰国者に対する国籍の取扱に關する請願
請願者 長野県下伊那郡阿智村駒場日中友好手をつなぐ会内 山本慈昭
紹介議員 夏目 忠雄君
一、日中国交回復後中国よりの帰国者で旧国籍法第十八条、第二十條及び現国籍法第八條により国籍を喪失したものとして処理したものの条目別実数及びこのうち帰化により再び日本国籍を取得した者の実数を公表すること。
二、中華人民共和国よりの帰国者で戸籍簿に登録されているものは外国人登録を義務づけなにと。
三、「護照」をもつて入国したため誤って外国人登録をした者も戸籍簿に登録されていることが判明した場合直ちにその日本国籍の保有継続していることを認めること。

現在中華人民共和国（主として同東北地方旧満州地区）に残留する数千人以上の日本人はかつてその国策に従い海を渡った同胞の子弟又は妻であつたものであり、また、祖国への帰還の自由を奪われていた未帰還者でもある。（未帰還者家族等援護法）ところがこの人々が敗戦国民として敵地にあり言語に絶する困難と屈辱に耐えようやく懐かしい祖国へたどり着いたとき法務当局はその日本への渡航の旅券の種類により区別し外国人登録を強制し（法務省管登第九、六六〇号 昭和五十年十一月二十二日）その日本人としての権利を奪っている。そしてこれに対し異議を申し立てるものに対しては改めて日本に帰化することによつて現状に復することとなし、その人々が旧国籍法第十八条、第二十條、現国籍法第八條等により国籍を喪失したものと勝手に認定し戸籍を抹消し国籍をはく奪している。また、その国籍喪失の日を一樣に日中国交回復の日すなわち昭和四十七年九月二十九日と定め（昭和四十九年十月十一日民五第五、六二三号民事局長回答）これを実行しつつある。これは国籍法の運用を誤り日本人としての基本的な人権をじゅうりんするものである。

第二号中正誤
ハシ 段行 誤
七一 元 喪失が 正
一三 一七 御在 御存

昭和五十五年十二月四日印刷

昭和五十五年十二月五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D